

文教・警察常任委員会資料
平成29年(2017年)10月3日(火)
教育委員会事務局教育総務課

平成29年度「滋賀県教育委員会事務の
点検・評価」に関する報告書
(平成28年度実績)

平成29年9月

滋賀県教育委員会

目 次

平成29年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」の概要について	1
1 滋賀県教育委員会の活動状況	3
2 第2期滋賀県教育振興基本計画の取組の成果と課題・今後の方向性	9
3 第2期滋賀県教育振興基本計画の成果指標・事業目標の進捗状況	46
4 <別表> 主要事業の実績・成果・課題	

平成 29 年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」の概要について

1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条により、「教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされている。また、この点検および評価にあたっては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るもの」とされている。本報告書は、同法の規定に基づき、滋賀県教育委員会が行った点検・評価の結果をまとめたものである。

なお、本報告書は、「第 2 期滋賀県教育振興基本計画（以下、基本計画という。）」第 5 章の 3 に規定する、施策の実施状況、成果指標・事業目標の達成状況、施策の効果等についての点検・評価も兼ねる。

2 実施方針

基本計画に基づく主要施策の点検・評価は、以下の方針に従って実施することとする。

- ・基本計画に示される施策の柱ごとに、取組の成果・課題および今後の方向性を示していく。
- ・基本計画に示される 26 項目の成果指標・事業目標について、実績および達成状況等の把握を行う。
- ・別表では、基本計画に示される施策の柱に沿って、事業ごとに事業実績・施策成果・今後の課題を示していく。

3 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性の向上を図るため、4名の外部有識者により組織する「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」および「第2期滋賀県教育振興基本計画の点検・評価」に係る懇話会」において、意見・助言等を聴取する。

(50音順、敬称略)

氏名	役職等
北川 豊	滋賀県PTA連絡協議会 顧問
喜名 信之	滋賀大学 理事・副学長
中作 佳正	株式会社ナカサク 代表取締役社長
原 清治	佛教大学 教授

報告書全体に対する外部有識者の意見等

- ・基本計画に関する施策を着実に実施されており、その成果は良好であると判断できる。今後もこれらの施策を継続し、滋賀県の教育向上に努めていただきたい。
- ・基本計画の指標の評価について、他の自治体の報告書等も参考にしながら、評価のあり方を研究していただきたい。
- ・社会が大きく変化していることから、子どもたちが自ら思考し、生き方を探求していく姿勢を育むことが求められる。
- ・地域や関わる人々によって家庭・地域と学校との連携の取組に温度差があることから、家庭や地域と学校との連携を充実させる必要がある。

1 滋賀県教育委員会の活動状況

1 滋賀県教育委員会教育長および委員の任期等について(平成 28 年度)

職 名	氏 名	任 期	就任年月日
教 育 長	青木 洋	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 (1 期)
委 員 (教育長職務代理者)	藤田 義嗣	平成 25 年 10 月 14 日～ 平成 29 年 10 月 13 日	平成 25 年 10 月 14 日 (1 期)
委 員	河上ひとみ	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 (2 期)
委 員	佐藤 祐子	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 (2 期)
委 員	宇野 正章	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 (1 期)
委 員	土井 真一	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 (1 期)

2 教育委員会の開催状況

(1) 教育委員会の開催

定例会 12回
臨時会 2回
延べ 14回

(2) 審議件数

審議件数 102件
(議決案件79件、報告案件23件)

(3) 定例会の概要

回	開催年月日	議 事 等
1	平成 28 年 4 月 20 日(水)	議 案：滋賀県教育委員会事務局職員服務規程の一部改正に係る 臨時代理の承認について等 7 件 報告事項：教育長職務代理者等の指名について等 5 件
2	平成 28 年 5 月 20 日(金)	議 案：滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案に係る 臨時代理の承認について等 8 件 報告事項：平成 28 年度滋賀県立高等学校入学者選抜結果のまとめに ついて 1 件

3	平成 28 年 6 月 29 日(水)	議 案：平成 29 年度滋賀県立高等養護学校入学者選考要項について等 5 件 報告事項：「(新校)長浜北高校」コミュニティ・スクール事業について等 3 件
4	平成 28 年 7 月 15 日(金)	報告事項：滋賀県いじめ問題対策連絡協議会の開催結果について等 2 件
5	平成 28 年 8 月 24 日(水)	議 案：滋賀県立特別支援学校小・中学部において平成 29 年度に使用する教科用図書の採択について等 7 件 報告事項：ふれあい教育対談実施の報告について 1 件
6	平成 28 年 9 月 7 日(水)	議 案：平成 28 年度滋賀県一般会計補正予算案のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について等 6 件
7	平成 28 年 10 月 26 日(水)	議 案：平成 28 年度滋賀県教育功労者表彰の決定について等 6 件 報告事項：ふれあい教育対談実施の報告について等 2 件
8	平成 28 年 11 月 11 日(金)	議 案：平成 29 年度教職員人事異動に関する基本方針について等 2 件 報告事項：ふれあい教育対談実施の報告について 1 件
9	平成 28 年 12 月 27 日(火)	議 案：平成 28 年度滋賀県一般会計補正予算案(第 5 号)のうち教育委員会所管の予算案に関する意見に係る臨時代理の承認について等 7 件 報告事項：平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について等 2 件
10	平成 29 年 1 月 20 日(金)	議 案：権利放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について等 3 件 報告事項：平成 29 年 3 月中学校および特別支援学校中学部卒業予定者の第 2 次進路志望調査結果について等 2 件
11	平成 29 年 2 月 14 日(火)	議 案：滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見に係る臨時代理の承認について等 5 件 報告事項：平成 29 年度学校教育の指針について 1 件
12	平成 29 年 3 月 23 日(木)	議 案：教育職員免許状に関する規則の一部改正について等 15 件 報告事項：「県立普通科高等学校通学区域全県一区制度の検証報告」について等 2 件

(4) 臨時会の概要

回	開催年月日	議 事 等
1	平成 28 年 8 月 5 日(金)	議 案：滋賀県立特別支援学校小・中学部において平成 29 年度に使用する教科用図書の採択案について 1 件 報告事項：「しがしごと検定」の本格実施について 1 件
2	平成 29 年 3 月 17 日(金)	議 案：平成 28 年度滋賀県一般会計補正予算案(第 6 号)のうち教育委員会所管の予算案に関する意見に係る臨時代理の承認について等 7 件

3 活動状況

(1) 総合教育会議

	開催年月日	議題	ゲスト	開催場所
1	平成28年4月27日(水)	・子どもたちの学ぶ力を高める 取り組みについて	・森井貴士氏(秋田県 潟上市立大豊小学校 教諭) ・吉田典子氏(長浜市 立長浜小学校教諭)	滋賀県庁東 館7階大会 議室
2	平成28年6月29日(水)	・高大接続改革を見据えた本県 の教育の在り方について	・青木靖夫氏(滋賀県 立彦根東高等学校長) ・倉茂好匡氏(滋賀県 立大学 教育・学生支 援担当理事兼副学長) ・今井裕一氏(文部科 学省初等中等教育局 高校教育改革プロジ ェクトチーム リーダー)	滋賀県庁北 新館5-B 会議室
3	平成28年8月5日(金)	・キャリア教育～発達段階に応 じた取組～ 『専門高校における教育につ いて』	・大菅順市氏(滋賀県 立彦根工業高等学校 長) ・三上保彦氏(滋賀県 立八日市南高等学校 長) ・本田悟志氏(岐阜県 立岐阜工業高等学校 進路指導主事)	ピアザ淡海 2階207会 議室
4	平成28年9月7日(水)	・学校と地域との連携・協働 ～支え合いの仕組みづくり について～	・三上昌男氏(近江八 幡市立八幡小学校長) ・森シゲミ氏(近江八 幡市立八幡小学校支 援地域本部地域コー ディネーター) ・川那邊正氏(草津市 教育委員会教育長) ・平井規恵氏(草津市 立草津第二小学校 地域コーディネータ ー)	滋賀県庁東 館7階大会 議室

5	平成29年2月10日(金)	・これまでの滋賀県総合教育会議の振り返りについて	—	滋賀県大津合同庁舎7階7-C会議室
6	平成29年3月24日(金)	・平成28年度滋賀県総合教育会議のまとめについて	—	滋賀県庁新館7階大会議室

(2) ふれあい教育対談

回	開催年月日	訪問先	テーマ
1	平成28年5月27日(金)	滋賀県立虎姫高等学校	協働的・探究的な学びを広げ深める取組 ～電子黒板の活用を通じて～
2	平成28年5月30日(月)	滋賀県立盲学校	視覚障害児教育の充実と、共生社会に向けての取組
3	平成28年5月30日(月)	滋賀県立彦根翔西館高等学校	新校舎・学校施設の視察
4	平成28年7月27日(水)	野洲市発達支援センター	特別支援教育を支える野洲市発達支援センターの取組
5	平成28年8月9日(火)	滋賀県総合教育センター	自ら学び続ける教職員を応援する研修・研究
6	平成28年9月12日(月)	滋賀県立信楽高等学校	地域とともに歩む総合学科をめざして
7	平成28年10月19日(水)	滋賀県立長浜北星高等養護学校	「共に在る、共に学ぶ」学校をめざして
8	平成28年10月19日(水)	(新校) 滋賀県立長浜北高等学校、滋賀県立長浜高等学校、滋賀県立長浜北高等学校	新校設置初年度の取組について
9	平成28年10月31日(月)	彦根市立稲枝東小学校	夢中になって活動する子どもの育成 ～いなえっ子タイム(健やかタイム・10分間運動)の取組～
10	平成28年12月21日(水)	滋賀県立図書館	県立図書館の役割と取組について
11	平成28年12月21日(水)	滋賀県埋蔵文化財センター	滋賀県埋蔵文化財センターの機能と役割について
12	平成28年1月18日(水)	しがしごと検定(におの浜ふれあいスポーツセンター)	職業的自立と社会参加をめざして
13	平成29年2月17日(金)	守山市立明富中学校	共通実践ができる体制づくりと積極的な生徒会活動
14	平成29年2月17日(金)	滋賀県総合教育センター 研究発表大会	自ら学び続ける子どもたちを育むために

(3) その他会議、研修等

	開催年月日	会議名	開催場所
1	平成 28 年 4 月 6 日(水)	平成 28 年度滋賀県教育行政重点施策説明会	滋賀県庁新館 7 階 大会議室
2	平成 28 年 4 月 13 日(水)	第 2 回主権者教育推進協議会	コラボしが 21
3	平成 28 年 5 月 20 日(金)	第 3 回主権者教育推進協議会	滋賀県大津合同庁 舎 6 階 6-C 会議 室
4	平成 28 年 6 月 20 日(月)	全国都道府県教育委員会連合会教育委員協 議会理事会	アジュール竹芝
5	平成 28 年 7 月 11 日(月)	全国都道府県教育委員会連合会第 1 回総会	ホテルレイクピュ ー水戸
6	平成 28 年 8 月 3 日(水)	第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者ス ポーツ大会滋賀県開催準備委員会第 4 回総 会	琵琶湖ホテル
7	平成 28 年 10 月 1 日(土)	平成 28 年度第 10 期「滋賀の教師塾」入塾式	コラボしが 21
8	平成 28 年 10 月 14 日(金)	全国都道府県教育委員会教育委員協議会第 2 回理事会	アジュール竹芝
9	平成 28 年 10 月 22 日(土)	日本の祭り in ながはま 2016 開催記念式典・ 表彰式、地域伝統芸能公演	長浜文化芸術会館
10	平成 28 年 10 月 22 日(土)	第 60 回滋賀県人権教育研究大会	近江八幡市文化会 館
11	平成 28 年 11 月 9 日(水)	近畿 2 府 4 県教育委員協議会	ホテル北野プラザ 六甲荘
12	平成 28 年 11 月 26 日(土)	「滋賀 教育の日」推進フォーラム 2016	ピアザ淡海
13	平成 28 年 12 月 16 日(金)	全国都道府県教育委員会連合会第 2 回理事 会	アジュール竹芝
14	平成 28 年 12 月 16 日(金)	第 4 回主権者教育推進協議会	滋賀県大津合同庁 舎 7 階 7-B 会議 室
15	平成 29 年 1 月 23 日(月)	全国都道府県教育委員会連合会第 2 回総会	ホテルグランドヒ ル市ヶ谷

外部有識者の意見等

- ・ 定例会や臨時会、総合教育会議を開催し、滋賀県の教育の基本方針を熱心に審議されるとともに、ふれあい教育対談など、現場目線での活動も行われており、県教育委員会の活動状況を評価できる。
- ・ 県内の各地域の状況を的確に把握するため、ふれあい教育対談を引き続き実施していただくとともに、海外での研修も検討していただきたい。
- ・ いじめ対策など学校の安心・安全に向けた秀逸な取組を行っている他自治体を訪問し、調査等を行う必要がある。

2 第2期滋賀県教育振興基本計画の取組の成果と課題・今後の方向性

施策体系

基本目標達成に向けた3つの柱と施策

柱1 子どものたくましく生きる力を育む

- 1 「確かな学力」を育む
 - (1) 子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進
 - (2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進
- 2 「豊かな心」を育む
 - (1) 社会性や思いやりの心の育成
 - (2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成
 - (3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成
- 3 「健やかな体」を育む
 - (1) 体力向上と健康の保持増進
 - (2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上
- 4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む
 - (1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進
 - (2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進
- 5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進
 - (1) 特別支援教育の推進
 - (2) 外国人児童生徒等への学習支援
- 6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進
 - (1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進
 - (2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる

- 1 魅力と活力ある学校をつくる
 - (1) 魅力と活力ある学校づくり
 - (2) 信頼される学校づくり
 - (3) 私学教育の振興
 - (4) 高等教育機関を生かす取組の推進
 - (5) 修学の経済的支援の実施
- 2 教職員の教育力を高める
 - (1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上
 - (2) 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進
 - (3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進
- 3 安全・安心な学校・地域をつくる
 - (1) 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり
 - (2) 学校安全体制の整備の推進
 - (3) 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進
- 4 子育て環境支援の充実を図る
 - (1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進
 - (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり
 - (3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進
- 5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる
 - (1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり
 - (2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

- 1 社会的課題に対応した学習の推進
 - (1) 環境に配慮した社会づくり
 - (2) 人権尊重と共生の社会づくり
 - (3) 消費者教育、交通安全教育等の充実
- 2 健康づくりと生涯スポーツの振興
 - (1) 誰もが楽しめるスポーツ活動の充実
 - (2) スポーツ環境の整備・充実
- 3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実
 - (1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信
 - (2) 文化財の保存・継承、活用の推進
- 4 生涯学習の場の充実
 - (1) 社会教育体制等の整備推進
 - (2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり
 - (3) 読書環境の整備と読書活動の推進
 - (4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

成果指標・事業目標の評価

○	△	—
10	4	0

2	2	0
---	---	---

2	1	0
---	---	---

3	0	0
---	---	---

0	1	0
---	---	---

2	0	0
---	---	---

1	0	0
---	---	---

6	1	1
---	---	---

/		
---	--	--

2	0	0
---	---	---

2	0	1
---	---	---

1	0	0
---	---	---

1	1	0
---	---	---

2	2	0
---	---	---

/		
---	--	--

0	1	0
---	---	---

1	0	0
---	---	---

1	1	0
---	---	---

合計 18 7 1

基本目標

未来を拓く心豊かで
たくましい人づくり

～学び合い支え合う
「共に育つ」滋賀の教育～

※○…H28年度目標達成 (H28年度目標を定めていない場合、H27年度から数値が改善している)
△…H28年度目標未達成 (H28年度目標を定めていない場合、H27年度から数値が改善していない)
—…実績値なし・集計中

基本目標を達成するための3つの柱 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

1 「確かな学力」を育む

(1) 子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

子どもの「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな学習指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。

(2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、情報活用能力、職業教育、理数教育の推進等、必要となる知識・能力の育成を図ります。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
1	教員が授業中の働きかけや子どもの学習活動を分析し、相互に研修する回数（授業研究を伴う校内研修を年間11回以上実施している学校の割合）	小学校 86.1% 中学校 74.0%	小学校 80% 中学校 80%
2	「国語の授業の内容がよく分かる」と回答した児童生徒の割合	小学校 35.2% 中学校 24.2% 【H27実績】 小学生 35.2% 中学生 20.0%	【H30目標】 小学生 40% 中学生 30%
3	放課後を利用した補充的な学習サポートを実施する小学校の割合（週1回以上実施している学校の割合）	31.4%	30%以上
4	不読者（月に1冊も本を読まない児童生徒）率	小学生 2.6% 中学生 12.6% 高校生 41.0%	小学生 2.6% 中学生 12.0% 高校生 34.0%

取組の成果と課題、今後の方向性

① 子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 平成28年度の全国学力・学習状況調査の結果では、小学校は国語A問題・B問題、算数A問題・B問題、中学校は国語A問題、数学B問題で改善が見られた。特に、算数・数学のB問題は、小・中学校ともに改善が見られる。このことは、各学校において、授業での話し合い活動や、記述することにより自分の考えをまとめる活動などを充実させたことにより、思考力や判断力、表現力を向上させる授業改善が行われてきた成果ととらえられる。
- 平成27年3月に策定された「学ぶ力向上 滋賀プラン」を基に、新学習指導要領で求められている、子どもたち一人ひとりが主体的・意欲的に学び、友だちとの対話などから多様な見方や考え方を理解するなど、学習内容の理解を深める授業（「主体的・対話的で深い学び」）に向けた授業改善を推進した。また、「学び確認テスト」や「学び直しプリント」を活用するとともに、放課後等を利用した学習の補充を行う取組を推進することにより、各学年で身につけておくべき力の定着を図った。
- 県立高等学校においては、これからの社会で必要とされる主体的・協働的な学びの創出と思考力・判断力・表現力等の育成を目指し、生徒が主体的に取り組む授業のあり方や評価の研究を行う「学びの変革」推進プロジェクトに取り組んだ。各校の取組を推進する教員を対象とした「学びの変革」セミナーを5回開催し、研修会を実施した。また、モデル校を13校指定し、評価指標を用いた授業づくりの研究を行うとともに、公開授業を実施した。さらに、国語・数学・英語の教科指導力に優れた教員をそれぞれ5名コアティーチャーに任命し、教科のモデルとなる授業を公開し、各教員が自らの授業改善につなげることができた。
- 平成26年12月に策定した「第3次しが子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館・公共図書館と連携するなど、様々な場面で子どもの読書活動の支援に取り組んでいる。

- ・法律により35人学級が義務づけられている小学1年生に加え、小学2年生～小学6年生および中学1年生～中学3年生（小学3年生については複数指導との選択制、小学4年生～小学6年生・中学2年生・中学3年生については少人数指導との選択制）における35人学級編制をすべての小・中学校で実施し、各学校の実情に応じ、特定の教科で基礎的な学力の定着を図り、基礎基本を徹底するために少人数の学習集団を編成することで、きめ細かな指導を行う学校の取組を支援した。

②課題と今後の方向性

- ・各学校では、授業改善に引き続き取り組み、「わかる」・「できる」喜びを実感させ、教科の学習に関する関心・意欲を高めるとともに、授業と家庭学習をつなぐ取組を進め、学習習慣をはじめ児童生徒の学習状況を改善し、主体的な学びの姿勢を育成する必要がある。
- ・全国学力・学習状況調査において、小学校は、いずれの調査結果でも改善が見られるが、中学校では、昨年度と比べて全国の平均正答率との差が、数学A問題では0.3ポイント、国語B問題でも1.2ポイント広がっている。各教科の学習において、資料や図、データなどを読んで考えるという機会をできるだけ増やすなど、目的に応じて必要な情報を取り出し、比較したり関係づけたりする学習を取り入れるなどの指導の工夫が必要である。
- ・「学ぶ力向上 滋賀プラン」の推進を図りながら、新学習指導要領を見据え、課題の発見・解決に向けた主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進し、一人ひとりの学ぶ力を高めていく。
- ・文部科学省が進める高校教育改革に位置づけられた新学習指導要領の実施に向けて、「何を知っているか」から、「何ができるようになったか」を重視する「学びの変革」を行うとともに、複雑化する課題の解決に必要な資質・能力を育成する必要がある。
- ・小学校では読書活動がほぼ定着し、中学生・高校生でも不読率は年々減少傾向であるが、高校生の不読率は依然として高い。学校図書館・公共図書館と協力しながら、学校現場での読書指導の支援を充実する必要がある。また、学校・家庭・地域が緊密に連携し、子どもの発達段階に応じて読書に親しむ機会の充実を図ることで、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養う必要がある。
- ・今後も複雑化・多様化する社会において、子どもたちの多様な学びを保障・促進していくことが必要であり、少人数学級編制や少人数指導によるきめ細やかな指導を推進していく必要がある。

②社会全体の变化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・豊かな語学力・コミュニケーション能力や、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身につけた国際的に活躍できるグローバル人材を育成するため、小学校英語の教科化を見据え、小中高を通じた系統的な英語教育を推進するとともに、グローバルリーダーの高等学校段階からの育成を目指し、スーパーグローバルハイスクール事業により、英語による課題研究等の取組を行った。
- ・進展が著しい情報化社会において必要とされる技能や態度を育成することができるよう、教育用コンピュータの配置など情報教育環境の整備を行うとともに、将来国際的に活躍し得る科学技術系人材の育成を図るため、スーパーサイエンスハイスクール事業により、各指定校において研究開発等に取り組んだ。

②課題と今後の方向性

- ・次期学習指導要領の改訂による小学校英語の早期化および教科化に向けて、小中高における系統的な英語教育の推進を一層図る必要がある。また、今後も、広い視野をもって、異なる国や文化の人々と協力していくための資質を養うとともに、国際社会において主体的に行動するための基礎となる態度や能力を育成する必要がある。さらに、スーパーグローバルハイスクールやスーパーサイエンスハイスクール等研究指定校の成果の更なる普及を図り、全県下に広めていく必要がある。

外部有識者の意見等

- ・現場の先生の取組には敬意を表する。確かな学力をより一層育んでいくためには、エビデンスを基に、伸ばしていく科目や学年など、対象を明確にする必要がある。
- ・全国学力・学習状況調査の結果において、小・中学校とも改善がみられたことは、授業改善の一つの成果として評価できる。また、状況に応じた少人数学級編制が適切に行われている。
- ・習熟度別のクラス編成を行い、得意な科目を伸ばすとともに、不得意な科目のフォローをすることで、子どもたち一人ひとりに寄り添う指導体制を整えることが重要である。
- ・英語力を高めていくために、洋書の音読を実施することが重要である。また、大学入試改革を見据え、外部検定試験の活用も考えられる。
- ・学力と併せて、コミュニケーション能力など、社会で生きていく力も育む必要がある。

基本目標を達成するための3つの柱	1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む
	2 「豊かな心」を育む
(1) 社会性や思いやりの心の育成 子どもの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、人を思いやる心などを育むため、道徳教育や体験活動等の推進を図ります。	
(2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成 子どもが豊かな人間関係をつくることのできるよう、子ども一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて自己肯定感を感じさせるとともに、相手の気持ちを理解できる心の育成を図ります。また、児童生徒の自発的、自立的な活動を進めるとともに、全ての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。	
(3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成 子どもが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切に、実践的な行動を身に付けられるよう人権教育を推進します。	

施策の取組状況			
○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
5	「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生 78.4% 中学生 67.1% 【H27実績】 小学生 76.8% 中学生 64.9%	【H30目標】 小学生 83% 中学生 70%
6	人権教育において「参加・協力・体験」的な学習を行っている学校の割合	100% 【H27実績】 98.5%	【H30目標】 100%
7	主体的に文化芸術活動に取り組む高校生の割合	26.7%	文化部加入率 27.4%以上

取組の成果と課題、今後の方向性	
① 社会性や思いやりの心の育成	
① これまでの経緯と平成28年度の取組状況	
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが地域の方々の協力を得て、公民館等で一定期間生活を共にしながら学校に通う通学合宿等の体験活動を推進し、平成28年度は県内14市町、53か所で実施された。子どもたちの自主性・生活力・協調性が高まるとともに、地域の多くの方とのつながりが生まれ、地域での顔が見える関係づくりにつながっている。 文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の推進地域（推進校）における実践研究を推進するとともに、道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）の専門性を高める研修を実施した。 市町道徳教育担当者研修会を実施し、効果的な学校教育全体で行う道徳教育・道徳授業の在り方について周知した。また、県道徳教育推進協議会を組織するほか、「道徳教育振興だより」の作成を行い、教員の指導力向上を図った。 「先人の『近江の心』を未来につなぐ」をテーマに、道徳教材「近江の心」（小学校版）を作成し、授業での活用を促すことにより、子どもたちの郷土を愛する心の涵養に努めた。 	
② 課題と今後の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの体験活動の場であり、また地域の教育力の向上を図る取組となる通学合宿等宿泊体験活動が未実施の地域への普及・啓発を図る必要がある。 学校全体を通じて行う道徳教育や地域での道徳教育については、学校や地域ごとの温度差があることから、地域の実態に応じた道徳教育を推進していくことが必要である。 道徳授業において、児童生徒の多様な実態や発達段階に即した柔軟な指導方法について研究を進める必要がある。また、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるとともに、多様な体験活動を生かす指導方法を工夫していく必要がある。 	

②人と人との絆を築める豊かな人間関係の育成

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・学校教育や社会教育の場で、子ども同士の間関係づくりを効果的に支援できる指導者養成を図るため、しが「心の冒険」プログラムを中心とした研修会を開催し、県内2会場で計42名が受講した。また、総合教育センターで行われる小・中学校初任者研修への組み入れや、学校等への出前講座等を通じて、しが「心の冒険」プログラムの積極的な啓発を行った。
- ・平成27年度に開催した第39回全国高等学校総合文化祭を契機に盛り上がった文化部活動を充実させるため、県内の文化施設・大学等と連携し、専門家による指導を行うことにより、生徒の技能の育成を図るとともに、顧問教員の指導力の向上に努めた。高校生の文化部活動を活性化し、多くの人々との交流を深めたことで、心豊かな人間としての成長につながった。
- ・「ホールの子事業」は、子どもたちの舞台芸術への関心を高め、感性を育む機会の充実を目的とし、平成23年度に1日2公演で開始した事業を5日10公演まで拡大しており交通費の助成も行ってきた。その結果、参加児童生徒数は8,000人を超え、参加校のリピート率も8割を超えている。
- ・子どもたちに「土」という素材を用いてものをつくることの喜びや感動を体感できる「つつっこプログラム」を提供し、次世代の心豊かな人材の育成に努めた。参加者は年々増加傾向にあり、平成26年度より年間10,000人以上が参加している。平成28年度の参加者数は11,517人であった。

②課題と今後の方向性

- ・学校や各種事業等での子どもの間関係づくりに有効な手法となる、しが「心の冒険」プログラムの普及・啓発をより一層図っていく必要がある。また、そのために指導者の育成、実施施設との調整が必要である。
- ・文化部活動の更なる発展と、次世代の文化芸術を担う若手芸術家と拠点校・伝統校の育成に向けて、県内の学校や文化部の各部会、県高等学校文化連盟と連携しながら事業を進めていく必要がある。
- ・「ホールの子事業」については、びわ湖ホール近隣と比べて遠方の市町における参加率が低い傾向にあり、それらの市町における学校の参加率向上を図るため、学校や教育関係者に対し積極的に参加を呼びかけるなどの取組を進めていく。
- ・「つつっこプログラム」については、琵琶湖からの贈り物である粘土や信楽の町、信楽焼、地元陶芸家の魅力を伝えながら、創作体験だけでなく本県の文化や歴史を学ぶ機会を増やしていく。
- ・子どもたちが様々な体験活動を通じて、自然や文化芸術の大切さを学び、感性を高めたり自分の価値を認識しつつ他者と協働することをとおして、豊かな心や人間性を育む必要がある。

③互いの人権を尊重する心や態度の育成

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・困難な状況にある児童生徒の無気力・低学力等の課題の背景には、自尊感情の低さがあることから、平成27年度より、県内の15市町、30学区を推進学区に指定し、学校園所・家庭・地域・関係機関との連携強化を図るとともに、保育・授業づくり、環境づくり、仲間づくり、地域づくりの4つ視点から、子どもの生活と学ぶ意欲の礎となる自尊感情を育む取組を推進している。平成28年度には県内全学校園所を対象としたブロック別研究会を開催し、推進学区の取組を広めるとともに、自尊感情を育む取組やその課題について意見交換を行った。
- ・教職員の世代交代が進む中、人権教育のこれまでの成果を次世代に継承し、教職員の資質向上につなげていくため、平成25年度から平成27年度にかけ、全ての公立学校を対象とした人権教育推進リーダー養成講座を実施した。平成28年度からは更なる若手リーダーの育成などをねらい、第2期人権教育推進リーダー養成講座および人権教育実践力向上講座を開催している。

②課題と今後の方向性

- ・自尊感情の育成には、家庭や地域の役割が大きいことから、学校園所・家庭・地域が連携して取り組むことができるよう、啓発に努めるとともに、協働の機会の創出に努める。
- ・人権教育推進の中核を担うリーダーの育成を推進するため、若手リーダーの育成とともに、より確かな中堅リーダーを育成するためのプログラムを構成した講座を開催する。

外部有識者の意見等

- ・通学合宿等のユニークな体験活動や、郷土を対象とする道徳教材の作成とその授業での活用など、社会性や思いやりの心の育成を図る試みがなされており評価できる。
- ・先人の知恵が詰まった「近江の心」を学年を問わず道徳の教材として一層活用し、子どもたちの郷土を愛する心を育んでいただきたい。
- ・自尊感情を高める取組が行われ、「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合が上昇していることは評価できる。自尊感情を育むためには、小さな成功体験を積み重ねていく必要があることから、先生方の長い視点での忍耐強い指導をお願いしたい。

基本目標を達成するための3つの柱 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

3 「健やかな体」を育む

(1) 体力向上と健康の保持増進

心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培います。

また、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会といった全国規模の大会が県内で開催されることを見据え、健やかな体の育成に一層取り組みます。

(2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

食育や、生活習慣の改善・向上について、学校、家庭および地域が連携・協力しながら各課題の解決ができるよう、支援体制の充実を図ります。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
8	小学校「健やかタイム(10分間運動)」の実践校数	223校 【H27実績】 152校	【H30目標】 全小学校
9	子ども体力向上授業実践交流に参加する小学校教員数	268人	230人
10	中・高等学校教員の運動部活動指導者研修会受講者数(累計)	346人(H28) 1,352人(累計)	1,200人

取組の成果と課題、今後の方向性

① 体力向上と健康の保持増進

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の小学5年生の児童の体力合計点は、特に女子において上昇傾向にあるが、全国平均値との比較では昨年度に引き続き男女ともに下回る結果となった。この現状を踏まえ、平成23年度より実施している「子どもを運動好きにするための取組」の充実に努めるとともに、平成26年度から取り組んできた「健やかタイム」を平成28年度はすべての小学校で実施した。

- 教員の指導力を高めるため、スポーツ庁が主催する指導者養成研修の内容を踏まえ、県内での伝達講習会を開催したり、授業力を高めていく研修会を開催してきた。また、運動部活動の指導においても体罰防止研修会を開催し、指導者のスキルアップに努めてきた。

② 課題と今後の方向性

- すべての小学校で「10分間運動」や「健やかタイム」などに取り組んできたが、新学習指導要領の先行実施に伴い、子どもの体力向上に取り組む時間の確保が難しい状況が見られる。

- 今後、カリキュラムの再編成を進めるにあたり、子どもの体力向上を重視し、各学校の実情にあった「健やかタイム」などの取組を進め、内容の充実に努める必要がある。

- 子どもの体力向上には、体育科・保健体育科の授業や運動部活動の果たす役割が大きい。今後も引き続き教員の指導力向上に努め、授業・部活動指導に関する研修機会の充実に取り組んでいく。

②健全な小身を育む食育の推進と生活習慣の向上

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

平成26年度より小学1年生から中学3年生までのすべての児童生徒を対象に「朝食摂取状況調査」を実施している。その調査結果で、朝食を食べない理由として、「朝、起きられない」、「食べる時間がない」、「食欲がない」などがあげられていることから、「ぐっすり睡眠+しっかり朝食=元気アップ」を合言葉として「湖っ子健やかげんきアッププラン」を展開し、すっきり目覚めて朝食をおいしく食べられるよう、子どもたちの生活習慣の改善を進めた。

- 平成27年度に作成した「朝食摂取アップ実践事例集」を活用した指導がより一層進められるよう、平成28年度に、授業に使用できる教材集として「食に関する指導教材DVD」を作成・配布し、併せて、活用方法についての研修を実施し、指導の充実を図ることで、子どもたちの食生活の確立に努めた。
- 朝食摂取を呼びかけるポスターを学校に配布し、啓発を行うとともに、子どもが「寝た時間」と「起きた時間」を記録し色をつけることで、自分の体調と睡眠時間の関係を意識できる「生活習慣チェックシート」を保健の学習がはじまる小学3年生全員に配布したほか、ホームページでも公開にすることにより、子どもたちの生活習慣の改善に向けた取組を促した。
- 身近にとれる地場産物や滋賀県の郷土料理を学校給食に使用することで、学校給食を「生きた教材」として活用し、子どもたちが食材を通じて地域の自然や文化などについて理解を深め、食べ物や生産者への感謝の気持ちと食への愛着心を育むとともに、様々な体験学習や調理実習をとおして、食べることの大切さや楽しさを学ぶ食育を推進している。

②課題と今後の方向性

- 「朝食摂取状況調査」での朝食摂取率を小学5年生は93%、中学校2年生は90%まで高めることを目標としてきたが、調査を開始した平成26年度から平成28年度にかけて、朝食を「毎日食べる」と答えた小学5年生は横ばい傾向、中学2年生は少し上昇した程度であり、目標値にはまだ届いていない。
- 「朝食摂取アップ実践事例集」や「食に関する指導教材DVD」などの教材等を活用し、学校での指導がより一層進むよう、研修会等を開催し活用する方法を紹介するなど、啓発に努めることで、子どもの基本的な生活習慣の確立を進める。
- 学齢期は子どもの発育・発達の重要な時期であることを踏まえ、栄養教諭等が中核となり積極的に家庭や地域との連携を進め、子どもの食の自己管理能力や望ましい食習慣の習得を図る必要がある。

外部有識者の意見等

- 「健やかタイム」や「10分間運動」を県内の全小学校で実施するなど、体力向上と健康の保持増進に対する取組を進められていることは評価できる。今後は、各学校の実情に合わせて、内容の充実を図っていただきたい。
- 「健やかタイム」や「10分間運動」の実施について、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、強化していく分野など、対象を明確にした上で、取組を進める必要がある。
- 学年や障害の有無などにかかわらず、みんなで一緒に体を動かすことのできる取組として、学校の周囲の清掃などが考えられる。
- 学校だけでなく、幼少期からの日常での運動習慣が重要である。
- 子どもたち自身が作物を育て、調理し、食べることが食育の基本であるとする。学校の畑や授業などを活用し、一連の流れが体験できる取組をお願いしたい。

基本目標を達成するための3つの柱 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

郷土への愛着や地域に貢献しようとする態度を育むため、琵琶湖をはじめとした豊かな自然、それと人間の活動が一体となって形成された文化的景観、伝えられてきた優れた文化財、多彩な文化芸術や滋賀の先人の教え、工芸品や農産物等、多くの地域資源を教育活動に一層生かしていきま

(2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

子どもが、自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身に付けられるよう、豊かな自然を活用した体験学習や、実践的な学びを重視した環境教育を推進します。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
11	県内公立登録博物館を学校教育で訪れた県内小・中学校の児童生徒数	24,132人	26,300人

取組の成果と課題、今後の方向性

① 地域資源を活用した特色ある教育の推進

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 郷土の歴史や文化、環境問題などを取り上げた副読本「あおい琵琶湖」（小学校編、中学校編、高等学校編）の改訂を重ね、活用率はこれまでから100%を維持してきた。平成28年度も副読本の活用により、学校や地域、博物館等との連携を一層深め、地域の歴史的な価値や琵琶湖等について学ぶ機会を増やしなが

② 課題と今後の方向性

- 学習指導要領の改訂により、主体的・協働的で探究的な学習が求められるようになるため、新要領の趣旨に沿った具体的事例を盛り込んだ副読本「あおい琵琶湖」の改訂に向け、平成30年度に改訂委員会を設置し、平成31年度から小学校・中学校・高等学校の順に具体的な指導事例を含めた改訂版を作成する予定である。

② 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 平成28年3月に策定した「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、環境学習によって主体的に行動できる人材の育成を推進した。「幼児自然体験型環境学習推進事業」では、幼児期における自然体験型の環境学習を進めるため、指導者育成実践学習会を実施し、保育所・幼稚園の周辺にある身近な自然を生かした自然体験プログラムの作成方法等について理解を深めた。また、地域の人々の協力を得て、児童生徒が主体的に関わり学校全体で環境保全活動を実施している小学校・中学校・高等学校（12校）を、「エコ・スクール」として認定した。
- 「たんぼのこ体験事業」では、農業体験を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ぶ「農からの食育」を推進するため、小学生自らが田んぼや畑に入り、農産物を「育て」、「収穫し」、そして調理して「食べる」という一貫した体験学習の取組を県内の203校の小学校で実施した。
- 森林への理解と関心を深めるとともに、次代を担う子どもたちの人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、平成19年度から県内の小学4年生を対象に「森林環境学習「やまのこ」事業」を実施しており、平成28年度は、235校から13,964人の児童が参加した。
- 学習船「うみのこ」を活用した環境教育（びわ湖フローティングスクール）については、昭和58年の就航以来、県内すべての小学5年生を対象に、児童学習航海を34年間継続的に実施してきた。また、平成11年度より淀川下流域の京都府・大阪府の小学生を対象に、平成28年度からは、奈良県・岐阜県へも対象を広げ、計83校と交流航海を続けている。

② 課題と今後の方向性

- 「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、世界的なESD（持続可能な開発のための教育）推進の流れも注視しながら、環境に配慮し主体的な行動ができる人材の育成により、持続可能な社会づくりを図っていく。
- 「たんぼのこ体験事業」においては、学んだ内容を、学校や地域での実践につなげていくことができるよう、指導を進めていくことが必要である。
- 「森林環境学習「やまのこ」事業」の開始から10年が経過し、主伐による利用が可能な森林が増加するなど森林環境も徐々に変化していることから、木質バイオマスの活用などの今日的な内容を盛り込み、学習内容の更なる充実が必要である。
- 平成30年度から新船を運航開始予定のびわ湖フローティングスクールでは、引き続き、琵琶湖を舞台にして、宿泊体験型の教育を展開し、環境に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力を育てていく。新船では、児童が一堂に会し、グループディスカッションなどを行うことのできる多目的室や実験室を設置するとともに、電子黒板やタブレットなどのICT機器、水中カメラ等の活用により学習プログラムの充実を図り、主体的・探究的な学習につなげていくことで、新しい時代を切り拓く力を持った子どもの育成に努める。

外部有識者の意見等

- 次期学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点を生かした授業改善が予定されており、地域資源の有効活用は重要であることから、引き続き、力を入れて取り組んでいただきたい。
- 滋賀県には、それぞれの地域に豊かな資源がある。教科書による学習だけでなく、実際に地域へ飛び出していくことで得られる学びも重要である。
- 副読本「あおい琵琶湖」の内容の充実を図り、幅広く活用することで、環境学習が推進されている。今後も、こうした教材を基に特色ある教育を進めていただきたい。
- 「うみのこ」や「やまのこ」、「たんぼのこ」のような自然体験活動については、充実した取組が続けられており評価できる。今後は、それぞれを独立したものとして捉えるのではなく、関連づけて学習を進めていくことが重要である。

基本目標を達成するための3つの柱

1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けられるよう配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

さらに、特別支援学校における児童生徒増加への対応策を着実に進めます。

(2) 外国人児童生徒等への学習支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する学習支援を推進します。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
12	「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小学生 95.4% 中学生 86.4% 高校生 76.7% 【H27実績】 小学生 91.2% 中学生 81.1% 高校生 56.9%	【H30目標】 小学生 100% 中学生 100% 高校生 80%
13	「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小学生 69.4% 中学生 64.2% 高校生 39.2% 【H27実績】 小学生 55.9% 中学生 53.4% 高校生 31.2%	【H30目標】 小学生 80% 中学生 80% 高校生 50%

取組の成果と課題、今後の方向性

① 特別支援教育の推進

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 障害のある子どもとない子どもが「地域で共に学び、共に生きていくための力を育む」ため、平成27年3月に策定した「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」および、平成28年3月に具体的な取組とロードマップをとりまとめた「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」に基づき、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めている。
- 入院中の児童生徒や特別支援学校の医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、きめ細かな対応を行うため、訪問指導教員や看護師を派遣し、児童生徒の学習の補完や、校外学習等への参加機会の確保を図った。
- 障害のある児童生徒に対する生活介助または学習支援を行う支援員や医療的ケアを行う看護師の配置が進むよう、市町に対し支援を行い、小・中学校における特別な支援が必要な児童生徒への支援体制の整備を推進した。
- 県立高等学校では、生活介助や学習支援を行う支援員の配置や、教員の専門性の向上を図るための指導助言を行う専門家を派遣し、特別な支援が必要な生徒への支援体制の強化や、個別の指導計画ならびに教育支援計画の作成と活用を図った。
- 障害のある子どもとない子どもが共に障害者スポーツを体験する「インクルーシブ・プログラム」に取り組むことにより、交流および共同学習を更に進め、障害者理解の推進を図った。
- 「発達障害のある子どもへの支援強化事業」では、早期からの支援の重要性や通級指導担当教員をはじめとする通級生徒への支援関係者等の連携強化を目的とし、モデル地域に発達障害支援アドバイザーを派遣し、障害特性に応じた専門的な指導・支援の充実と教員の専門性向上を図った。

②課題と今後の方向性

- 平成28年度から当初5年間を重点取組期間とし、「実施プラン」にあるロードマップの進捗を確認し、必要な計画修正を行う。今後も、関係部局や市町と連携しながら、訪問指導教員や看護師の派遣や市町への支援、高等学校への支援員の配置ならびに専門家の派遣、「副次的な学籍」の研究など柔軟な学びの仕組みづくりを具体化し、取組の成果を情報発信する必要がある。また、発達障害を含む障害のある児童生徒への支援体制の充実を図り、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を一層推進していくことが必要である。

②外国人児童生徒等への学習支援

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 昨今、中南米に加え、アジアから来日する外国人児童生徒も増え、県内の各学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒が数多く在籍している現状がある。そのため、日本語指導が必要な児童生徒の在籍率が特に高い32校に日本語指導加配を配置するとともに、2名以上在籍する7校に非常勤講師を派遣した。
- きめ細かな指導を行うことで、外国人の児童・生徒が母語で自分を表現することができ、精神的に安定して行動、生活できるようになるとともに、担任等が保護者と意思疎通を図れるようになり、学校と家庭との信頼関係を深めることができた。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒および日本国籍の児童生徒が、基本的な日本語のコミュニケーション能力を獲得し、基礎的な学力を身につけることのできるよう、外国人児童生徒いきいきサポート支援員を、平成28年度は、小学校22校、中学校10校、のべ610回(平均19回/校)派遣することにより、きめ細かな対応に努めた。
- 地域の方々と連携し、帰国・外国人児童生徒の公立学校における受入の促進や日本語指導の充実を図るとともに、協議会において日本語指導の研修を実施し、効果的な教材の選択や指導方法について意見交換を行ったほか、県内5市へ支援員の派遣等の経費を支援するなどの取組をとおして、保護者を含めた帰国・外国人児童生徒へのきめ細かな支援体制づくりに努めた。

②課題と今後の方向性

- 本県に在住する日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は増加傾向にあることから、市町教育委員会との連携を強めながら対応していく必要がある。今後も対象となる児童生徒数は増加していく状況であることから、引き続き支援体制の拡充が必要がある。
- 児童生徒の課題に即した支援ができるよう、学校の担任等と外国人児童生徒いきいきサポート支援員との緊密な連携が必要である。また、学力の定着や学校生活への適応に向けた継続的な支援が必要である。教員と外国人児童生徒いきいきサポート支援員の資質向上のための研修を充実することで、よりきめ細かな対応ができるように努めていく。
- 帰国・外国人児童生徒の学力の向上につながる教材の開発を進め、県全体で共有、活用を図るとともに、地域の関係機関との連携を深めるなど取組を充実させる必要がある。

外部有識者の意見等

- 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成を引き続き進め、支援が必要な児童生徒へのサポートを充実していただきたい。
- 障害は多種多様であり、教育だけでなく、必要に応じて医療・福祉分野と連携することが求められる。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒に対する細やかな支援が行われており評価できる。今後は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を更に進めていただきたい。
- 今後も外国人児童生徒の数は増加することが想定されるため、引き続き、外国人児童生徒の個々の言語能力などを把握し、理解しやすい言葉や話し方によるきめ細やかな対応に努めるとともに、地域ごとの特性を踏まえて、教員の加配等を行い、指導の充実を図ることが重要である。
- 様々な活動の中で、外国人児童生徒が主役となる場面をつくり、子どもたち自身が、自分が貴重な存在であることを認識できる環境を整えていくことが重要である。
- 外国人児童生徒が、将来社会で働くことのできる力を育てていく必要がある。

基本目標を達成するための3つの柱

1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

(1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

子どもが、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を展開します。また、本人の適性や希望を踏まえ、適切な進路指導を行います。

(2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

特別支援学校における個々の児童生徒の障害に応じた職業的自立と社会参加が進められるよう、専門的な技能を習得し、実践力を高めるキャリア教育や職業教育の充実を図ります。

さらに、教育、福祉、労働の関係機関が連携し、一人ひとりの状態や希望に応じた進路指導、就労支援を行うことで、学校から働く場への円滑な接続と就労機会の拡大を図ります。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
14	特別支援学校高等部卒業生の就職率	28.5%	26%

取組の成果と課題、今後の方向性

① 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ 中学校において5日間以上の職場体験を実施し、働く大人の生き方に触れたり、自分の生き方を考えたりする機会とし、自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てる「中学生チャレンジウィーク事業」は、平成19年度より継続して実施しており、平成28年度も県内のすべての公立中学校で取り組むことができた。
- ・ この取組により、中学生が職場体験を通して自分のこれからの生き方を考え、今後の進路選択や将来の職業人としての生き方を見つめる貴重な機会とすることができた。また、本事業の意義と必要性が学校・地域・事業所等に広く認識され、地域と連携した取組や小・中学校が連携した取組など特色ある活動が進められている。
- ・ 企業関係者や学識経験者等の助言を受けながら、高等学校3年間を見通したキャリア教育の実践研究に取り組み、社会的・職業的自立を目指す効果的なカリキュラムを研究・開発を進めた。また、就業体験の効果的な活用などにより、キャリア形成に必要な能力や態度を身につけ、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立する取組を行った。
- ・ 専門高等学校においては、大学や地元企業等との連携により、商品開発や調査研究、最新の分析機器・加工機械を使用したものづくりなどに取り組むことをとおして、生徒に高度な知識・技能を身につけさせ、社会の変化や産業の動向に対応でき、各専門分野の第一線で活躍できる職業人の育成を図る取組を行った。

② 課題と今後の方向性

- ・ 中学生チャレンジウィーク事業については、職場体験をキャリア形成の取組と位置づけ、将来の夢の実現やこれからの自分の生き方について考える機会となるようにする必要がある。事前と事後の取組の充実を図るとともに、職場体験のねらいについて、受入れ事業所と学校とが十分な話し合いをする必要がある。
- ・ 今後は、小中高一貫したキャリア教育に取り組むことが重要である。また、「中学生チャレンジウィーク事業」での体験が意義深いものになるように、中学校3年間のキャリア教育の指導計画に位置づけるとともに、事前と事後の学習を関連づけて内容の充実を図り、系統的なキャリア教育として推進する。さらに、事業所との連携を深め、職場体験の実施に伴う安全指導を充実させながら、今後も継続して取り組んでいく。

- 各校で作成したキャリア教育のカリキュラムや効果的なキャリア教育の取組を県立高等学校に普及させる必要がある。また、専門高等学校においては、高度な資格取得に向け、外部講師や上級学校と連携することで、生徒が資格取得に前向きに取組めるように支援し、資格取得に挑戦する意欲の向上を図るとともに、農業高等学校・工業高等学校・商業高等学校の専門的な学びを結びつけた連携事業にも取り組んでいく必要がある。

② 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 共生社会の形成に向けて、障害のある生徒の社会的・職業的自立を図る必要があることから、従来より企業の協力を得ながらキャリア教育・職業教育に取り組んでいる。平成28年度は、「社会的・職業的自立をめざした職業教育充実事業」により、企業の知見を生かした授業改善の充実や「しがごと検定」の本格実施、就労アドバイザーによる協力企業の拡大、社会的・職業的自立に向けた教育課程の研究、「しがごと応援団」（県立特別支援学校を職業教育や就労支援の面で応援いただく企業の登録制度）の創設に取り組んだ。
- 「しがごと検定」は、計2回の検定でのべ299名の生徒が受検し、受検した生徒の就労に対する意欲や態度が向上した。県立特別支援学校高等部卒業生の就職率は、2年連続で前年を上回り平成28年度には28.5%と前年度比で0.9ポイント上昇した。

② 課題と今後の方向性

- 県立特別支援学校高等部卒業生の就職率は上昇したが、平成27年度卒業生の全国平均値は29.4%（本県の平成27年度の就職率は27.6%）であり、本県の数値は全国平均を下回っていること、さらに、全国平均値は年々上昇していることを踏まえると、本県の状況は未だ厳しい。
- 職業教育をより充実させ、生徒の「働きたい」という意欲を高め、就職を希望する生徒を増やし、今後は県立特別支援学校高等部において就職を希望する生徒がどれだけ就職できたかを示す割合「就職実現率」の90%以上を目指す。
- 引き続き、企業の知見を積極的に取り込みながら授業改善や社会的・職業的自立に向けた教育課程の研究を進めるとともに、「しがごと検定」の実施や「しがごと応援団」の運用推進などにより、企業と連携を図りながら、生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を進める。

外部有識者の意見等

- 「中学生チャレンジウィーク事業」を、引き続き県内すべての公立中学校で実施していることは評価できる。
- キャリア教育においては、子どもたちの夢や目標、自分の人生を歩み方などが明確になるよう支援するとともに、自己実現を図るための具体的な道筋を示していく必要がある。
- 枠にはめられた職場体験でなく、系統的なキャリア教育を実施することが重要である。
- 障害のある生徒を対象としたキャリア教育・職業教育への取組の充実が図られていることについて、評価することができる。
- 障害種別によって、就職への道筋は大きく異なることから、生徒一人ひとりの状況に応じた支援が求められる。

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

1 魅力と活力ある学校をつくる①

(1) 魅力と活力ある学校づくり

将来にわたって、子どもが多様な学びの中で自らの進路を実現し、主体的・創造的に生きていくための力を身に付けるとともに、他者と共同できる社会性を育てていけるよう、魅力と活力ある学校づくりを進めます。

また、子どもの個々の状況や学校の実態に応じて、教育課程の工夫など、特色ある学校づくりを進めます。

(2) 信頼される学校づくり

学校の教育方針や活動について地域住民等からの意見を聞き、学校への理解や協力を得ながら、学校運営の改善に取り組みます。

(4) 高等教育機関を生かす取組の推進

本県では、積極的な大学誘致や大学設置を進めた結果、13の大学・短期大学、約38,000人の学生、約1,700人の教員が集まっています。

この「知」の資源である大学等との連携によって、本県の将来を担う人材の育成等の地域に貢献する取組を推進します。

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 魅力と活力ある学校づくり

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 平成24年12月に「滋賀県立高等学校再編計画」を策定し、本計画に基づき、着実に高校再編の取組を進めている。平成28年4月には、統合新校の彦根翔西館高等学校と(新校)長浜北高等学校を開校した。また、統合新校を含めた再編対象校に対して、教育内容が充実するよう指導・助言を行った。
- 高齢者との交流の取組を県立高等学校5校で進めた。高齢者との料理づくりやものづくりによる交流をとおして、地域の歴史や文化などを学ぶ機会となった。

② 課題と今後の方向性

- 平成29年度は統合新校の移行2年目となるため、新校と併存する高等学校がともに円滑な学校運営ができるよう、学校訪問等により状況の把握に努め、必要な指導・助言を行っていく。
- すべての県立高等学校において、「滋賀県立高等学校再編計画」に基づき、「生徒が自らの興味・関心、進路希望等に応じた学習ができる学校」、「学校行事や部活動などの取組を活発に行うことができる学校」、「多様な生徒や教師との幅広い出会い、集団活動を通して互いに刺激し合うことができる学校」を軸に更なる魅力と活力ある学校づくりを推進していく。
- アンケート結果などから、高齢者との交流の取組について生徒の満足度は高く、高齢者がもつ生活の知恵や地域の歴史文化を学び理解する機会となっている。また、高齢者にとっても若い世代と楽しいひと時が過ごせたと好評であった。本取組での成果を今後の教育活動の中でどのように生かしていくか検討が必要である。

②信頼される学校づくり

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ 学校評議員制度の活用や学校評価の実施により、家庭・地域・学校が連携協力して、地域をあげて子どもの成長を支える環境づくりに取り組んでいくことが期待されている。学校評価については、目標の達成状況や取組の適切さ等について評価するため、生徒や保護者、学校評議員を対象とした外部アンケートを行っている。このアンケートについては、授業評価的な視点を必ず加えるとともに、学校独自の分析や次年度に向けての改善策の作成を行うなど、学校運営の改善を図る視点から実施している。

②課題と今後の方向性

- ・ 先進的な取組を行っている学校の手法等を各学校に示すことで、学校評価の実効性を高め、家庭や地域への説明責任を果たすとともに、学校運営の一層の改善につながるようにしていく必要がある。

④高等教育機関を生かす取組の推進

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ 連携協定を結んでいる県内10大学で大学連続講座を実施した。受講した生徒からは、「普段勉強できない内容を学べてよかった。」、「大学の授業の雰囲気を感じることができ、貴重な経験ができた。」等の感想が寄せられ、参加者の主体的な進路選択につながるものとなっている。
- ・ 京都大学との連携協定を生かし、滋賀県高校生研究発表集会を京都大学で実施した。参加した生徒からは、「自分たちの発表に足りないものを学ぶことができた。」、「各高校の発表のクオリティの高さにとても感動した。」等の感想が寄せられ、参加生徒のモチベーションの向上に寄与した。

②課題と今後の方向性

- ・ 大学連続講座は、募集定員以上の参加希望が集まる講座がある一方で、受講希望者が少なく非開講となった講座もある。高校生のニーズに合わせ、講座を設定することができるよう大学側と連携する必要がある。
- ・ 滋賀県高校生研究発表集会には、連携指定校11校中10校から発表があった。高校での学びを充実させるため、今後も内容を検討しながら、継続して取組を進めていく。

外部有識者の意見等

- ・ 偏差値だけにとらわれない学校選択が可能となるよう、カリキュラムや部活などで特色を出し、魅力と活力ある学校づくりに取り組んでいただきたい。
- ・ 県立高等学校において、高齢者との交流など意義のある試みを実施している点については評価できる。さらに、例えば学校の卒業生など、地域の多様な人材とかわる機会を設けていくことが重要である。
- ・ 学校評価について、生徒や保護者、学校評議員を対象として広範囲に外部アンケートを実施していることは評価できる。
- ・ 信頼される学校づくりのためには、学校評議員制度の拡充を図るとともに、学校の取組をより一層広報・周知していく必要がある。
- ・ 大学が集積している京都に近い立地を生かし、県内の大学や京都大学だけではなく、県外の幅広い大学との連携を進める必要がある。

基本目標を達成する
ための3つの柱

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

1 魅力と活力ある学校をつくる②

(3) 私学教育の振興

公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、学校運営にかかる支援を推進します。

(5) 修学の経済的支援の実施

経済的な理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒のため、修学支援を行います。

取組の成果と課題、今後の方向性

(3) 私学教育の振興

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ 私学を取り巻く状況の変化を踏まえ、生徒保護者の多様なニーズへの対応や安定的な経営のための生徒確保等に係る課題に対応するため、平成26年度に私立学校振興補助金に係る配分基準の見直しを行った。
- ・ 平成28年度は、引き続き私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、スポーツ・文化活動で優秀な成績をおさめた学校や少人数教育等のきめ細やかな学習指導の推進、障害者の積極的な受入れなどを行う学校へ重点的に配分し、私立学校ならではの魅力ある学校づくりを支援した。

② 課題と今後の方向性

- ・ 私立学校の経常的経費の助成について、特色ある教育を実施する私立学校へ重点配分しているが、今後更に社会情勢の変化や教育改革の達成度に応じた助成を検討するなど、公立にはない魅力ある私立学校の教育を支援する必要がある。

⑤ 修学の経済的支援の実施

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ 経済的理由により高等学校等への修学が困難な者に対する支援として、奨学資金の貸与を行っており、これまで貸与条件の緩和や入学準備金の追加など制度の拡充に努めるとともに、大学等への進学や疾病などの事情がある場合は返還の猶予も実施している。
- ・ 平成22年度から、高等学校等の授業料の負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金が導入され、平成26年度の制度改正で、高等学校等就学支援金の支給にあたって、保護者の所得に一定の制限を設けることにより、低所得世帯の生徒に対する支援を拡充することとされた。これを受け、平成26年度から、市町村民税所得割額が非課税または生活保護の生業扶助を受けている世帯に奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図っており、平成28年度においては、非課税世帯の第1子に対する給付金額を増額している。
- ・ 高等学校等就学支援金とあわせて、平成26年度に私立高等学校等特別修学補助金の実質授業料無償化となる対象を年収250万程度から年収350万程度までの世帯へ拡充し、低所得世帯の教育費負担軽減を図ることとし、平成28年度においては、2,641人に対して私立高等学校等特別修学補助金を支給した。

② 課題と今後の方向性

- ・ 高等学校等就学支援金や奨学のための給付金、滋賀県奨学資金の申請においては、所得証明書等を入手したうえで、添付書類を整えて申請しなければならず、申請者の事務的負担が大きいため、将来的にはマイナンバー制度を活用し、所得証明書等の添付書類の省略を検討する必要がある。
- ・ 滋賀県奨学資金の返還においては、マイナンバー制度を活用して所得金額に応じて返済金額を決める所得連動返還型奨学金制度を検討する必要がある。
- ・ 今後も経済的な理由により高等学校等への修学を断念することがないよう、必要な者に滋賀県奨学資金が貸与できるよう努めていくとともに、高等学校等就学支援金など保護者負担軽減にかかる事業を継続していく必要がある。
- ・ 奨学のための給付金は、非課税世帯の第2子に対する給付額に対し、第1子の給付額が半分以下となっていることから、すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、第1子に対する給付額の引き上げについて、引き続き国へ要望していきたい。
- ・ 今後も私立高等学校等に対する生徒の修学を促進するため、引き続き低所得世帯を中心に授業料等の負担軽減に努める必要がある。

外部有識者の意見等

- ・ 私立学校については、均等に支援するのではなく、特色を出し成果を上げた学校に対して重点的に助成を行うことで、私学独自の特色ある教育が進められるよう支援をお願いしたい。
- ・ 修学のための経済的支援や滞納額の回収にあたって、マイナンバーの活用を積極的に検討するようお願いしたい。
- ・ 企業等が設立する財団法人の奨学金なども積極的に活用してはどうか。
- ・ 公立学校と私立学校が平等に修学の選択肢となるよう、引き続き、授業料負担の軽減に努めていただきたい。

基本目標を達成するための3つの柱

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

2 教職員の教育力を高める

(1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

教育愛と情熱にあふれ柔軟性と実践力を持ち、自ら学び続けようとする教員の育成と資質向上を図るため、OJTを取り入れつつ、高等教育機関とも連携しながら職務や経験の程度に応じた効果的な研修を進めます。

また、教職員による体罰や行き過ぎた指導によって、教育・学校への信頼が失われることのないよう、教職員の人権意識の向上とコンプライアンスの徹底を図ります。

(2) 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

教員を志望する意欲のある大学生等を対象にした「滋賀の教師塾」の取組を充実させ、優秀な人材の確保に努めます。また、教職員一人ひとりの強みを生かし、効果的な人材育成を推進するとともに、それぞれの能力が十分に発揮できる人事配置に努めます。

(3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

教職員が心身の健康を確保し、ゆとりを持って子どもと向き合えるよう健康管理に努め、特にメンタルヘルス対策の総合的・体系的な取組を進めるとともに、負担軽減対策等に取り組めます。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
15	「滋賀の教師塾」の卒業生による全課程の評価	100.0%	受講者が卒業にあたり、将来、「教師として役立つ」と回答した割合が100%
16	総合教育センターの行う小・中学校、市町教育委員会への出張支援	64.9%	小・中学校および市町教育委員会の合計数に対する、総合教育センター職員の出張支援回数割合が50%

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 子どもの力を引き出し伸ばす実践力の向上を図るため、職務の経験に応じた効果的な研修を行い、教職員の指導力を高める必要がある。平成28年度は、学ぶ力向上につながる確かな授業力や子どものニーズに対応できる資質能力を身につける「ステージ研修」を行った。特にその中の5年経験者研修ではOJTを取り入れ、各校において授業力を高めるための取組を行った。
- 教員が心身ともに万全な状態で、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するため、平成28年度は県教育委員会が行ってきた会議や調査など57件の廃止や見直し、管理職の意識改革、学校マネジメントの推進等に取り組んだ。さらに学校現場に取組が届くよう、「働き方改革推進事務局会議」を立ち上げるとともに、併せて県教育委員会、市町教育委員会、学校関係者を対象とした学校現場における働き方改革についての研修会を開催した。

② 課題と今後の方向性

- それぞれの教職員が、より良い働き方を意識し、子どもと向き合う時間を確保しながら資質能力の向上を目指すためには、各学校でOJTを推進し、教職員同士が協働し高め合うことが必要である。また、コンプライアンス意識を強化することが重要であるため、管理職以外の教職員対象の研修でも、コンプライアンス意識を涵養していくことが重要となる。
- 社会や経済の急速な変化、地域のつながりや支えあいの希薄化等に伴い複雑化・多様化する子どもにかかわる課題の多くを学校が担っている状況があり、加えて新学習指導要領等への対応が求められる。子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるための学校現場の働き方改革を実現するため、実効性ある取組を進めていく必要がある。

② 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ 教員の大量退職にともなう大量採用の時期を迎えており、優秀な人材を確保するために、採用者の質の維持・向上が課題となっている。
- ・ 本県公立学校教員を志望する大学生や大学院生、または社会人を対象に「滋賀の教師塾」を実施するとともに、高等学校在学者を対象に「滋賀の教師塾出前講座」を実施した。その結果、教員志望者の意識を高め、実践的指導力の向上が図れた。
- ・ 大量退職に伴う管理職の交代の増加や教育課題の複雑化・多様化に対応するため、管理職の資質の向上やより戦略的な学校経営が求められるようになってきた。そのため管理職対象の研修を充実するとともに、管理職自身の自主的な取組「滋賀の管理職塾」の支援を行った。その結果、学校のトップリーダーとしての意識の高揚や、職責の重さについての理解の深化につながり、学校経営の改善に生かすことができた。
- ・ 改正地方公務員法に基づき、平成28年度から全教職員を対象とした処遇に反映する人事評価制度を実施した。校長による前後期2回の職員面談の実施や授業観察が積極的に行われるなど、教職員の育成や能力開発、職場の活性化等につながっている。

② 課題と今後の方向性

- ・ 「滋賀の教師塾」については、更なる実践的指導力の育成を図るため、各講座の充実を図る。これまでの校種別の講座に加え、養護教諭独自の講座も充実させる。
- ・ 改正地方公務員法に基づく人事評価制度を円滑に運用することにより、学校組織の活性化および人材育成等を図っていく必要がある。

③ 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ 定期健康診断を教職員全員が受診するよう勧奨した。事後措置としては、各産業医が健康管理指導区分を決定し、就業上の制限等について各所属に通知した。保健指導では、保健師や栄養士が出向いて巡回指導を行った。また、平成28年度より各県立学校に配置した産業医により、長時間労働を行った職員への面接指導や職場巡視等を行うなど、細やかな健康管理や職場の環境改善に努めた。
- ・ メンタルヘルス対策では、各種相談事業に加え、法定によるストレスチェックを実施し、教職員自身のストレスへの気づきを促し、高ストレス者へは医師による面接指導を行った。また、ストレスチェックの集団分析結果に基づく管理職研修等を実施し、各職場での職場環境改善への取組が積極的に行われるよう努めた。

② 課題と今後の方向性

- ・ 定期健康診断については、対象者全員が確実に受診するよう引き続き受診勧奨を行うとともに、要受診者についても今後さらに受診勧奨を行い、職員の健康管理に努める。また長時間労働を行った職員に対する面接指導等により教職員の健康状態を把握し、更なる改善に努める。
- ・ メンタルヘルス対策を推進するため、教職員への健康教育や啓発、管理者向け研修会、長期休職者等の復職支援、各種相談事業の充実を図るほか、ストレスチェック制度を効果的に活用し、職場環境改善を進める。

外部有識者の意見等

- ・ 「ステージ研修」など教職歴を考慮した細やかな研修の実施、教員の時間確保のために会議や調査の廃止や見直しを行ったことは高く評価できる。
- ・ 教員研修の充実は重要なことだが、用意されたメニューを全県的に実施するのではなく、学校ごとの課題に応じた研修が実施できるよう環境を整える必要がある。
- ・ 海外留学や民間派遣研修などの機会を与え、教員が多様性を経験することが重要である。
- ・ 退職された教員など、経験豊かな人材が、若手教員のサポート役となる仕組みづくりが必要である。
- ・ 優秀な教員を確保・育成するために、「滋賀の教師塾」の更なる充実を図ってほしい。
- ・ 教職員の健康管理（特にメンタルヘルス）の取組が十分行われており評価できる。
- ・ 教員の睡眠や朝食摂取の状況は大丈夫か。ゆとりをも持って子どもと向き合えるよう健康管理に努めてほしい。

基本目標を達成する
ための3つの柱

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

3 安全・安心な学校をつくる①

(1) 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

いじめや不登校等の諸問題に対し、子ども一人ひとりへのきめ細かな対応ができるよう、校内の相談体制の充実や、専門家や関係機関、地域との連携を進めます。また、いじめ防止対策推進法に基づきいじめから子どもを守るための仕組みづくりに努めます。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
17	いじめの認知件数に占める解消しているものの割合	集計中	100%

取組の成果と課題、今後の方向性

① 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果では、いじめの認知件数に占める解消しているものの割合が92.1%と全国平均の88.8%よりやや高い状況にあった。学校種別では、小学校が93.9%（全国平均90.4%）、中学校が90.0%（全国平均85.9%）、高等学校が85.6%（全国平均84.1%）、特別支援学校57.2%（全国平均73.6%）となっており、特別支援学校以外の種別では全国平均を上回っている。
- 平成28年度は、平成27度から引き続きスクールカウンセラーを全公立小学校・中学校・高等学校に配置・派遣するとともに、新たに小学校重点校（20校）に配置し、早期発見・早期対応および教員の資質向上を図った。また、それ以外にも要請に応じて適宜派遣し、相談活動や教員・保護者への助言等を行った。さらには、ストレスマネジメントなどの心理授業にも積極的に取り組み、教員の資質向上と子どものストレス軽減を図る活動を充実した。
- スクールソーシャルワーカーの配置については、平成27年度の17市町、17小学校から、平成28年度は19市町、19小学校に拡充した。配置校を中心にして、同一市町内の他の学校での支援も行っている。平成28年度の支援学校数は166校であり、児童生徒が過ごしやすい環境づくりを進めるとともに、教員に福祉的な視点を定着させ、学校の教職員の組織体制の充実を図った。
- そのような中、スクールカウンセラーが関わり早期対応・解決した割合は83.6%、スクールソーシャルワーカーが関わり解決または好転に向かった割合は47.8%であった。平成28年度のいじめの認知件数に占める解消しているものの割合は、現在集計中ではあるが、各学校で専門家を活用した取組が進んだ。
- いじめの課題が顕著な中学校7校に計8人の教員を加配し、いじめ問題に対する指導の充実にも努めた。また、いじめ対応を専任とする養護教諭を小学校1校、中学校3校に配置した。その結果、配置校において、専任教員を中心にしたいじめの早期発見・早期対応の体制づくりができた。
- 養護教諭による教育相談・カウンセリング機能の充実により、いじめの早期発見・早期対応を図ることができた。
- 不登校については、平成26年度から2年間、滋賀県不登校対策調査研究会議を実施し、総合的な対策について検討を重ねた。その成果をまとめた「学校教員向け不登校児童生徒への対応について（まとめ）」を活用して、様々な研修会等で啓発・指導を行った。平成27年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果では、不登校児童生徒の在籍率が小学校0.51%（全国平均0.43%）、中学校2.59%（全国平均2.95%）、高等学校2.15%（全国平均1.66%）であり、中学校では全国平均を下回っているものの、依然として小学校と高等学校では全国平均を上回っている。

②課題と今後の方向性

- ・ 学校だけでは解決が困難な事案もあり、弁護士や臨床心理士、社会福祉士等の外部専門家の派遣が必要である。また、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため、教職員が日頃から子どもとの信頼関係を築き、子どものSOSに気づく感性と適切に対応する力量を高めることが求められることから、今後も外部専門家の知見を活用し、学校の指導体制の充実を図る必要がある。
- ・ 児童生徒自らが学級活動や生徒会活動等で主体的・自主的にいじめを解決したり、いじめをなくすための取組を推進し、児童生徒の「居場所づくり」、「絆づくり」の取組の充実を図る必要がある。
- ・ 引き続き、いじめ問題の予防、対応への体制を充実することから、国に対して、いじめ対応教員の加配の拡充や養護教諭の複数配置の拡充を求め、いじめ対応と生徒指導に係る体制の充実を図る必要がある。
- ・ 滋賀県不登校対策調査研究会議のまとめを生かし、不登校の未然防止、早期発見・早期対応、登校に向けた支援等について、引き続き、学校現場に啓発・指導していく必要がある。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の積極的かつ有効な活用を図る必要がある。

外部有識者の意見等

- ・ 重大事態の発生が少ないことから、滋賀県のいじめや不登校等に対する対応は評価できる。引き続き、諸問題の早期発見・早期解決に向けた取組を進めていただきたい。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、教員の加配、養護教諭の相談機能の充実など、子どもにとって居心地のよい学校をつくらうとする努力がみられ評価できる。
- ・ 全国的に、学力向上を重点化すると、反作用として不登校児童の在籍率が上昇する傾向にあり、滋賀県の小学校における不登校児童の在籍率の上昇もこの傾向と一致する。学力向上への取組と同時に、付随する不登校の問題にもしっかりと向き合う必要がある。
- ・ いじめや不登校等の問題が解決するよう、しっかりと経過観察を行うことが必要である。
- ・ いじめは犯罪であるという認識のもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家や警察などの関係機関との連携を強化する必要がある。
- ・ 子どもがSOSを出しやすいネットでの対応の充実を図り、メールなどをとおして、多くの人に相談できる環境を整える必要がある。

基本目標を達成するための3つの柱

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

3 安全・安心な学校をつくる②

(2) 学校安全体制の整備の推進

子どもが事件や事故の被害に遭わないよう、教職員等の危機管理意識の高揚や地域と連携した見守り体制を推進します。
また、子どもの学校内での安全を確保するため、学校施設の耐震改修等を進め、教育施設の整備に努めます。

(3) 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

自然災害や不審者事案について、子ども自身が危険を予測し、その危険を回避することができる力を身に付け、さらに、地域の一員として防災・防犯活動に関われるよう、関係機関と連携した実践的な取組を推進します。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
18	県立学校施設の耐震化率	97.6% 【H27実績】 93.4%	【H29目標】 100%
19	学校防災委員会を年間3回以上開催した小・中・高等学校の割合	82.7% 【H27実績】 51.0%	【H30目標】 100%

取組の成果と課題、今後の方向性

(2) 学校安全体制の整備の推進

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 学校施設は、生徒の学習や生活の場であることから、耐震改修工事の実施や防犯カメラの設置等により安全で安心な学校の環境整備を推進している。
- 平成28年度は6校で耐震改修工事を実施した。
- 平成25年度から各学校ごとに学校防災委員会を学校組織として位置づけ開催している。また、その運営を担当する学校防災教育コーディネーターを校務分掌として位置づけ、避難訓練や防災対策などを行うことで、学校安全体制の整備を推進した。
- 県内の学校園長を対象に、「学校の危機管理トップセミナー」を開催し、大学教授等の専門家の指導を受けることで、危機管理意識の向上を図った。

②課題と今後の方向性

- 平成28年度の本県の県立学校施設の耐震化率は97.6%であり、平成29年度の全施設耐震化完了の目標に向けて、引き続き計画的に工事を実施していく。
- 学校施設の老朽化が進んでいることから、計画的な老朽化対策の進捗を図るとともに、更なる環境改善に向けて必要な整備を進めていく。
- 学校と消防署や市町防災担当部局、地方気象台等の関係機関との連携を強化し、学校での防災教育を効果的に推進していく必要がある。また、市町ごとの学校防災教育コーディネーター情報交換会の開催頻度を高め、関係機関の職員と各学校の学校防災教育コーディネーターとの連携が進むよう努める必要がある。
- 各小学校におけるスクールガードの登録者は、高齢により引退される場合が多く、平成25年度から減少傾向にあったが、市町教育委員会等と連携し、市町単位での積極的な登録の呼びかけなどに努めた結果、平成28年度に増加に転じた。引き続き、若年層のスクールガードの確保のために、市町教育委員会等との連携を進めていく。

④ 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

① これまでの経緯と平成28年度の実施状況

- 東日本大震災の教訓を生かし、児童生徒が自らの命や安全を守るための能力を身につけさせるために、平成24年3月に発行した「滋賀県学校防災の手引き」に基づき、学校の実情に応じた学校防災マニュアルを作成するとともに、学校防災委員会において避難訓練の計画や振り返りなどを行い、学校防災マニュアルの改善等を図っている。
- 防災教育に関する教材や指導方法の開発などを進める県立学校や市町の取組を支援するとともに、その内容を「学校防災教育コーディネーター講習会」で発表することにより、県内の学校への普及を図った。

② 課題と今後の方向性

- 「滋賀県学校防災の手引き」は、東日本大震災を受けて作成したものであるため、風水害や土砂災害を想定されたものではない。そのため、各学校において、各学校のリスクをそれぞれの学校が入手し、必要な学校防災マニュアルを整備できるように、学校防災教育コーディネーターの意見も取り入れ、平成29年度中にマニュアルのひな型を作成する。
- 引き続き、災害発生時に自助・共助に取り組める児童生徒を育成するために、防災教育に関する教材や指導方法の開発に努める。

外部有識者の意見等

- 消防や警察、防災担当部局などとの連携を取りながら、危機管理意識を高めてほしい。
- 学校に浄水装置や備蓄倉庫を設置するなど、災害時への備えが必要である。
- 学校防災委員会を年3回以上の開催した学校の割合が、前年度に比べると急激に伸びており、引き続き、目標達成に向けて努めていただきたい。
- 「滋賀県学校防災の手引き」を基に、各学校の実情に応じたマニュアルを作成するなど適切に対応されており評価できる。

基本目標を達成するための3つの柱

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

4 子育て環境支援の充実を図る

(1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進

家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者や地域の人同士が子育ての経験や悩みを気軽に語り合える場づくりや、家庭教育の支援に関わる人材育成を進めます。また、全ての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの推進や、多様な働き方に対応した良質な保育サービスの提供を進めます。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに向け、虐待防止など子どもの人権を保障していく取組や、非行防止、立ち直り支援、インターネット上等の有害情報から子どもを守る取組などを進めます。

(3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

家庭教育を各家庭だけに任せるのではなく、社会全体で家庭教育を支えることができるよう、企業・事業所等との連携に努めます。また、働く保護者が子どもや地域と関わることのできる時間を十分に持てるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組の情報提供等を進めます。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
20	家庭教育協力企業協定（しがふあみ）の締結企業・事業所数	1,424社	1,315社

取組の成果と課題、今後の方向性

- ①これまでの経緯と平成28年度の取組状況
- ・ 保育所等の待機児童の解消のため、市町の保育所等の整備を支援し、平成28年度は515人分の定員増を図ったが、平成29年4月1日現在の待機児童数は前年同月比17人増の356人となった。また、学童期の子育て支援として、放課後児童クラブの設置促進を図り、平成28年度の利用児童数は、14,624人（対前年比+1,254人）となった。
 - ・ 社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まる中、市町が行う地域ぐるみの家庭教育支援体制の充実を図るとともに、その重要性について啓発した。
 - ・ 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」では、7市町において、家庭教育チームの組織化や学習機会の提供、地域人材の育成に取り組み、うち4市で家庭教育支援チームが組織されるなど、地域に根ざした家庭教育支援活動が広がりにつつある。
 - ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動ポスターコンクールでは、応募があった603作品の中から選定した作品をもとに啓発ポスターを作成し、学校や公民館、企業等に配布し啓発に努めた。
- ②課題と今後の方向性
- ・ 保育所等の待機児童の解消を目指し、引き続き、就学前児童の教育・保育の場の確保を図っていくとともに、放課後児童クラブの待機児童を解消するため、引き続き、放課後児童クラブの設置を促進し、放課後における児童の居場所の確保を図っていく。
 - ・ 家庭教育はすべての教育の出発点であるという認識のもと、引き続き、地域や市町における家庭教育支援の取組や家庭教育の担い手である保護者の学びの機会を充実するための取組を推進する必要がある。

②子どもが健やかに育つ環境づくり

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・本県の刑法犯少年数は過去10年間減少傾向が続いていたが、平成28年中の刑法犯少年数は571人となり、平成27年に比べ1.6%増加している。
- ・非行少年を生まない社会づくりの一環として、更なる少年非行の減少と少年の規範意識醸成を目的に、少年警察ボランティアとの連携による非行防止教室を実施した。その結果、刑法犯少年全体のおよそ6割を占めていた初発型非行（動機が比較的単純で犯行が容易な犯罪）は、減少傾向（平成26年421人、平成27年327人、平成28年279人）となっており、平成28年は、刑法犯少年全体の半数以下となった。
- ・中学生、高校生によるヤングボランティアの新規立ち上げとともに、既存の子ども安全リーダー等の地域ボランティアによる積極的かつ継続的な活動等を行った結果、平成28年中の本県の刑法犯認知件数は、昭和56年以降最少の9,573件となり、平成27年に比べ15.3%減少するなど、子どもが健やかに育つ環境づくりに寄与できた。
- ・児童虐待相談件数は年々増加しているため、市町の相談体制、ネットワーク機能の強化に向け、市町の要請に応じて、スーパーバイザーを派遣した。
- ・少年非行の低年齢化が進む中、青少年立ち直り支援センター「あすくる」にて、少年の立ち直り支援に取り組み、支援完了率が前年比1.0ポイント増加した。

②課題と今後の方向性

- ・初発型非行は減少したものの、少年の再非行率については増加傾向にあることから、引き続き、低年齢少年を対象にした非行防止教室を実施し、規範意識の醸成を図る必要がある。
- ・平成28年末のヤングボランティアや外国人等の防犯ボランティア団体の数は前年度とほぼ同数を維持したが、ヤングボランティアの中には自発的な活動が出来ていない団体もあるため、県内の防犯ボランティア団体が一堂に会する防犯ボランティアサミットの開催等を通じて、若者世代に対する防犯意識の高揚を図り、防犯ボランティア活動の活性化による子どもが健やかに育つ環境づくりを一層進める。
- ・非行少年等の立ち直りを進めるため、今後とも支援センター職員の知識・技術の向上に努めるとともに、関係機関との連携強化を図る必要がある。
- ・児童虐待への対応については、引き続き関係機関と連携し、未然防止、早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復や子どもの自立支援までの切れ目ない支援を図っていく。

③企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

①これまでの経緯とH28年度の取組状況

- ・家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに自主的に取り組む企業・事業所との協定締結数の拡大を図るため、比較的協定数の少ない市町の企業・事業所を訪問した結果、平成27年度の1,366企業・事業所から平成28年度は1,424企業・事業所に増加した。
- ・協定締結企業・事業所の取組の参考となるよう、企業・事業所の具体的な取組を取材し、代表からのメッセージとともに「特色ある実践事例」として、滋賀県学習情報提供システム「におねと」のホームページで紹介した。
- ・企業内家庭教育学習講座を開催し、仕事と子育ての両立について啓発に努めた。

②課題と今後の方向性

- ・家庭教育を社会全体で支援する環境づくりを推進していくため、企業・事業所との協定締結数の拡大を図るとともに、家庭教育学習講座等の充実を図っていく必要がある。

外部有識者の意見等

- ・家庭教育を支援する取組、保育所や放課後児童クラブの整備が進められていることは評価できる。引き続き、保育所や放課後児童クラブの待機児童が解消されるよう、支援していく必要がある。
- ・少年非行の防止や立ち直り支援、児童虐待への対応のために、多様な事業が展開されており評価できる。更なる強化・充実を期待したい。
- ・家庭教育の支援について、誰にも相談できず孤立している家庭が増加傾向にあると考えられることから、アウトリーチ型の支援（出向いていく）が求められる。
- ・家庭教育への支援を充実させるために、各地域の企業との連携を推進するとともに、内容の充実を図っていく必要がある。

基本目標を達成するための3つの柱

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる

(1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり

社会全体で学校や子どもの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進します。

(2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

すべての県民が子どもの育ちに関心を持ち、積極的な関わりを持てるよう、環境づくりを推進するとともに、県民の教育に対する関心を高めるための取組の充実を図ります。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
21	すべての小・中学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ学校の割合	79.9%	80%
22	学校支援ディレクターがコーディネートして、「学校支援メニュー」に係る連携授業を実施した学校の割合	56.0%	50%

取組の成果と課題、今後の方向性

①地域の力を学校に生かす仕組みづくり

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・豊富な知識や経験を持つ地域の方々や企業・団体等が学校を支援する仕組みづくりを進める「しが学校支援センター」に学校支援ディレクターを配置し、地域の方々や企業・団体等と学校とのコーディネートを行った。
- ・「しが学校支援センター」では、専門的な知識や技能を持った地域の方々や企業・団体等が学校の授業を支援する「学校支援メニュー」の発信に努めた。
- ・「学校支援メニュー」に登録している企業・団体等が会場にブースを設け、教職員と意見交換する「しが学校支援メニューフェア」を開催し、支援内容についての相互理解を深めた。
- ・学校と地域を結ぶ指導的役割を担う教員の養成を目的とした研修会を年間3回実施、うち第2回研修会は、「しが学校支援メニューフェア」同時に実施し、生涯学習・社会教育の専門的知識の習得やコーディネート能力の向上を図った。

②課題と今後の方向性

- ・企業・団体等の専門家との連携により、学校の教育活動を活性化していくために、学校と地域を結ぶ指導的役割を担う教員の養成に努めていく必要がある。
- ・「学校支援メニュー」の積極的な活用により、子どもの学びが深まり、学校の教育活動が活性化した事例等を収集し、学校と地域が連携・協働する仕組みづくりを一層推進していく。

② 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

① これまでの経緯と平成28年度取組状況

- ・ 学校と地域が一体となって子どもを育てる体制を整えることを目的とした「学校支援地域本部」の取組を支援し、地域住民等がボランティアとして様々な学校支援活動を行う環境を整えることで、学校と地域が目標を共有し、社会全体で地域の担い手となる子どもの成長を支える仕組みづくりに努めた。
- ・ 放課後や週末等に小学校の教室や体育館、公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動など様々な活動の機会を設ける「放課後子ども教室」や「土曜日の教育支援」の取組を支援し、子どもたちが地域の方々との交流をとおして、豊かに学ぶ場の創出を図った。
- ・ 学校と地域の連携・協働体制を推進するため、推進協議会により各事業のあり方の検討を行うとともに、関係者の資質向上等を図るための研修会を年間5回開催した。
- ・ 学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、力を合わせて子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進める「コミュニティ・スクール」の導入促進事業を県立（新校）長浜北高等学校で実施し、地域と連携した教育活動の充実が図れた。

② 課題と今後の方向性

- ・ 「学校支援地域本部」では、地域による学校を支援する一方向的な活動が中心であったが、今後は、地域と学校が目標を共有して行う双方向の連携・協働による活動を充実させていく必要があることから、これまでの「学校支援地域本部」での地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い地域の方々や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制である「地域学校協働本部」の立ち上げを支援する。
- ・ 「コミュニティ・スクール」の取組を充実させるため、校内体制の検証を進めるとともに、他の県立学校への啓発を図る。

外部有識者の意見等

- ・ 「しが学校支援センター」を中心に、地域の方を「学校に生かす」取組を積極的に行っており評価できる。
- ・ 地域が学校を支えるという視点と併せて、学校や児童生徒がいかに地域と協働していくかという視点も重要である。
- ・ 地域や世代などによって、子どもの育ちを支援する取組への温度差が大きい。
- ・ 地域の企業も積極的に巻き込んでいくことが重要である。
- ・ 「コミュニティ・スクール」の取組の充実と普及に努めていただきたい。

基本目標を達成するための3つの柱 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

1 社会的課題に対応した学習の推進

(1) 環境に配慮した社会づくり

持続可能な社会づくりの実現に向けて、県民一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへと転換していくため、環境学習の充実を図ります。

(2) 人権尊重と共生の社会づくり

生涯にわたり社会を生きる一人ひとりが人権に対して正しい理解を持ち、全ての人にとってより住みやすい社会を形成していくための学習を推進します。

(3) 消費者教育、交通安全教育等の推進

一人ひとりが社会において安全に、よりよく生活していくために、日常の暮らしの中で必要な知識や情報を得られるよう、取組を推進します。

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 環境に配慮した社会づくり

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 地球温暖化問題や低炭素社会づくりの必要性については、一人ひとりがその重要性を意識して身近な問題として捉え、自発的な取組として広がることが重要である。平成28年度は低炭素社会づくり講座を県内の小・中学校等において87回、地域や団体に対し46回、計133回実施し、学習の機会を提供した。
- 琵琶湖博物館では、自治会や子ども会等の地域団体や学校、企業、市町などから相談を受け、環境学習に関する活動団体や講師の紹介、研修場所や企画内容等について情報提供を行うほか、ホームページやメールマガジン等により情報発信を行い、環境学習の活動の場づくりを支援した。また、環境学習活動者交流会を開催し、指導者・活動者のネットワーク強化を促進した。

② 課題と今後の方向性

- 引き続き、学校や地域と一層連携し、継続的に幅広く低炭素社会づくりに向けた環境学習を推進していく必要がある。
- 琵琶湖博物館では、引き続き、活動者や指導者のネットワーク強化に努めるとともに、各団体のプログラムへの参加情報の提供や連携のためのコーディネート、活動者や指導者が一堂に集まる交流会などを開催する必要がある。

② 人権啓発と共生の社会づくり

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ 人権啓発資料「波紋」の作成や視聴覚教材（DVD）の購入により、人権教育に関する教材を充実させるとともに、貸出を行うことにより、学区や自治会ごとに開催される地区別懇談会や、企業・団体等が開催する人権研修会等の充実を図った。

② 課題と今後の方向性

- ・ 今後も、県民一人ひとりが、人権問題を自らの生き方に関わる問題として受け止めていくことができるよう、県内の関係機関等への支援を行うとともに、学習教材や啓発資料の充実を図っていく必要がある。

③ 消費者教育、交通安全教育等の推進

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ インターネット関連の消費者問題の増加や悪質商法の手口の多様化により、消費者被害は若者から高齢者まであらゆる年代に発生している。自立した消費者を育成するため、体系的な消費者教育の推進を図っているところであり、平成28年度には、幼児期を対象とした消費者教育教材を作成したほか、高齢者等の消費者被害を防止するため、関係団体と連携して相談窓口の周知および消費者被害防止に役立つ情報を提供した。
- ・ 「滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動」における年間目標値「平成28年までに交通事故死者数53人以下、死傷者数7400人以下」を達成するため、関係機関・団体と連携して地道に展開した。

② 課題の検証と今後の方向性

- ・ 消費者教育の推進について、関係団体等との連携を図ることで、効果的に実施することができた。今後は、自らの購買行動が、経済だけでなく社会や環境にも影響を与えることを自覚する「消費者市民社会」という考え方の浸透を目指しながら、各自の学びが行動につながる消費者教育の充実を図っていく。
- ・ 平成28年中に県内で発生した交通事故は、発生件数は5,294件（対前年比△585件）、死者数53人（対前年比△20人）、傷者数6,651人（対前年比△974人）であった。高齢者の交通安全指導員養成講座、幼児交通安全指導者研修会による指導員の養成や、年間を通じた各種啓発活動に努めているが、今後も交通事故減少に向けた啓発活動を積極的に行っていく。
- ・ 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成28年2月26日に施行されたことから、県民に条例の内容を伝え、正しい自転車の利用を促すことで、自転車の交通事故防止を進めていく。また、同条例は、自転車賠償保険の加入義務が規定されていることから、自転車を利用するすべての人が自転車賠償保険に加入するように周知を図る。

外部有識者の意見等

- ・ 持続可能な社会づくりの実現に向けた取組を、子どもたちに具体的に示していくことが必要である。
- ・ 人権啓発資料については、冊子やDVDなどの充実と併せて、インターネットをとおした情報の発信にも力を入れていく必要がある。

基本目標を達成するための3つの柱 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

2 健康づくりと生涯スポーツの振興

(1) 誰もが親しめるスポーツ活動の充実

年齢や性別、障害等を問わず、全ての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを行えるよう、地域における運動・スポーツ活動の充実を推進します。

(2) スポーツ環境の整備・充実

県民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実を図ります。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
23	県内総合型地域スポーツクラブで指導する有資格者数(累計)	271人	671人

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 誰もが親しめるスポーツ活動の充実

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ 競技力向上対策については、平成26年12月に策定した「滋賀県競技力向上基本計画」に基づき、平成27年3月に「滋賀県競技力向上対策本部」を設置し、各競技団体と緊密に連携し各種の強化対策事業に取り組むとともに、競技団体ごとに平成36年に本県で開催する第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向けた強化計画を作成するなど競技力の向上に努めた。
- ・ 地域住民が主体となり地域のスポーツ環境等を形成することを目的とした総合型地域スポーツクラブを育成・支援するため、研修会や講習会等を開催するとともに、市町巡回・調査などを行った。
- ・ 陸上競技をはじめとする6種類の個人競技とバレーボール競技をはじめとする4種類の団体競技により、滋賀県障害者スポーツ大会を開催し、積極的な障害者スポーツの振興に努めるとともに、知的障害者を対象としたスペシャルスポーツカーニバルを実施し、知的障害者の相互の親睦と体力の向上を図った。
- ・ サイクルサポートステーションやサイクルスタンドの設置およびサイクルツアーガイドの養成など、誰もがピワイチを快適に楽しめる環境づくりに努めた。また、安全に走行できるよう、自転車走行環境の整備を行った。

② 課題と今後の方向性

- ・ 各競技団体との連携をより一層強め、各競技団体が作成した強化計画に基づき、着実に取組を進めていくことで、競技力の向上に努める。
- ・ 総合型地域スポーツクラブが、更に健康で活気に満ちた地域社会の実現に貢献できる組織へと発展するよう、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携を図りながら、取組を進めていく。また、関係者の高齢化が進んでいることから、後継者の育成に努める必要がある。
- ・ 障害種別に応じたスポーツ教室の開催や会場までのアクセス、総合型地域スポーツクラブ自体の財務状況など、継続して障害者向けの取組を進めていくための課題が多いため、専門家による助言を受けつつ、これらの課題解決に向けた取組を進めていく。
- ・ 滋賀県障害者スポーツ大会やスペシャルスポーツカーニバルへの参加者は近年減少傾向にあるため、地域でのスポーツ環境の充実等を図り、新規参加者数の増加に努める。
- ・ ピワイチ推進総合計画を策定し、県、市町、民間事業者、地域等が一体となって、自立的にピワイチを推進する体制を構築する。また、誰もが安全で快適なピワイチを楽しむことができるように、引き続き、サイクリストの受入体制や自転車走行環境を整備する。

② スポーツ環境の整備・充実

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現を目指し、平成25年3月に策定された「滋賀県スポーツ推進計画」に基づき、スポーツボランティアの重要性や必要性について積極的に啓発するとともに、養成・派遣等を行うことで、ボランティアとしてスポーツ活動へ参加するための機会づくりに取り組んだ。
- ・びわ湖毎日マラソンや朝日レガッタ、県民総スポーツの祭典など、県内で開催される様々な大会への支援をとおして、スポーツ振興に努めた。

② 課題と今後の方向性

- ・東京オリンピック・パラリンピックや第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営につなげるため、引き続き、スポーツボランティアの登録の募集を積極的に行うとともに、将来にわたって継続できるスポーツボランティアの育成や資質向上のため、研修会等を実施し、活動の充実に努める。
- ・第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会への機運醸成に向け、県民一人ひとりが、健康で明るくいきいきと生活するために、日常生活の中で「する」、「みる」、「支える」など様々ななかかわり方で、自ら進んでスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、環境整備に努める。

外部有識者の意見等

- ・自主自立のもとでスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ環境を整備していく必要がある。
- ・優先順位を考えながら、スポーツ施設の整備や競技力向上のための予算配分を行う必要がある。
- ・第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、生涯スポーツを振興していくことが重要である。

基本目標を達成するための3つの柱 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実

(1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

多様な文化芸術や文化財、そして本県の福祉の歴史の中から生み出され、育まれてきたアール・ブリュットについて、「美の滋賀」づくりをはじめとする取組の中で、その魅力を広く発信するとともに、教育・観光等の幅広い分野で活用し、人々が文化芸術や歴史文化に親しむ機会の充実を図ります。また、次代の文化芸術の担い手の育成等を進めます。

(2) 文化財の保存・継承、活用の推進

県内の豊かな有形、無形の文化財を保存・継承し、活用していくために、地域の文化財を地域の暮らし、信仰の中で大切に守り伝えてきた伝統や文化を大切にする意識を育て、地域の人々とともに保存と活用に取り組んでいきます。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
24	「千年の美つたえびと」の養成者数（累計）	226人（H28） 867人（累計）	700人

取組の成果と課題、今後の方向性

①文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 本県の文化財の価値を高め、その魅力を県内外に発信することで、地域の誇りや文化財を守り伝えていく意識の醸成、さらには観光振興等につなげてきた。平成28年度においては、「世界遺産」や「日本遺産」への登録推進を図るとともに、本県に所在する戦国時代の城跡や古戦場をテーマに県内外でシンポジウムや講座を開催した。
- 新生美術館の開館に向けて、現在休館中の琵琶湖文化館の機能の円滑な移転を進めるために、国宝・重要文化財を含む収蔵品の整理調査等を実施した。
- 安土城考古博物館では、平成4年の開館以来、「城郭」と「考古」をテーマとした魅力ある展示、普及啓発事業を通して、滋賀の歴史や文化を発信し、理解を深める機会を提供することにより、県民文化の向上に資している。平成28年度においては、特別展2回、企画展2回、特別陳列7回、常設展示、普及啓発等の多彩な事業を実施し、43,710人の入館者数となった。

②課題と今後の方向性

- 本県は豊かな歴史に育まれた豊富な文化財を有しているが、その存在や価値が十分に知られていない。このため、県内に所在する文化財の魅力を県内外に発信し、本県の文化財の魅力の発信に努めてきたところであるが、まだまだ十分とは言えない状況にある。このため、引き続き観光部局との連携や、「ここ滋賀」における情報発信機能の活用など様々な場面を活用して文化財の魅力を県内外に発信し、地域の誇りと文化財を守り伝えていく意識の醸成、さらには観光振興等につなげていく。
- 新生美術館の開館に向けて円滑な機能移転ができるよう準備を進めていく必要がある。
- 安土城考古博物館の入場者数は横ばい傾向にあることから、今後、人気の高いテーマの展覧会を開催し、ファンのニーズに対応したものとなるよう工夫するとともに、インターネット等を活用した広報活動を積極的に推進することにより、入館者の増加に努め、文化財に親しむ機会を提供していく。また、城郭にまつわるシンポジウムを東京で開催し、地域への誘客を図るなど入館者増につなげていく。

② 文化財の保存・継承・活用の推進

① これまでの経緯と平成28年度 of 取組状況

- 文化財の適切な保存・継承のために、平成25年度に創設した「滋賀県文化財保存基金」を活用し、国指定・県指定文化財の保存修理等に対する支援を行っている。平成28年度においては、国指定・県指定文化財計27件に対して保存修理等を進め、文化財の保存・継承を図った。
- 文化財の公開や活用を進めるために、モデル地区において地域住民や観光関連団体と連携しながら講座や探訪会などを実施してきている。平成28年度においては、講座200名、探訪会571名の参加があった。また、様々な団体が企画した文化財の講座や探訪等のイベントを積極的にメールで配信し、文化財の活用の促進を図ってきている。平成28年度においては、文化財の講座や探訪等の企画をメールにより137件配信し、6,535名の参加があった。
- 文化財の保存・継承に向けて、仏教美術等の魅力を発信するための人材の養成や祭礼行事等の保存・継承に取り組む活動への支援を進めている。平成28年度においては、人材養成講座として226名の参加があり、祭礼行事等の支援として2地区で祭礼行事の現地探訪会を実施した。

② 課題と今後の方向性

- 全国有数の文化財を有している中で、文化財の保存・維持には適切な時期に適切な修理等を実施する必要があるため、引き続き、計画的に適正な保存修理を進めていく。
- 本県の文化財の多くは地域の人々の生活と信仰の中で大切に守り伝えられてきたが、人口減少の局面に入り、地域による保存・継承が困難になりつつあり、本来地域が持っていた文化財を守り伝える力を補完する新たな仕組みづくりが課題となっている。このため、本県における文化財の保存・継承のための仕組みづくりの検討を進める。

外部有識者の意見等

- 学校から歩いて行ける距離の地域の文化財に、早い時期から直接触れることが重要である。
- 滋賀県にある豊富な文化資源を生かし、子どもたちが自ら発掘などを体験できる取組を充実していただきたい。
- 県民自らが文化財や歴史文化について学ぶことのできる機会を、引き続き、提供していくことが重要である。
- 文化財の保存・継承、活用の推進などにあたって、大学と連携してはどうか。
- 文化財に関連性を持たせ、地域ごとではなく県全体として取り組んではどうか。

基本目標を達成するための3つの柱 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

4 生涯学習の場の充実①

(1) 社会教育体制等の整備推進

県民の学びの欲求に応えることができるよう、各市町の公民館等における学習機会の充実に努めるとともに、社会教育関係団体や、高等学校、大学等と連携して学習機会の充実に努めます。

(2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

県民の生涯学習を支援するため、一層、講座情報の収集や未登録団体へ情報提供を働きかけることで「におねっと」の内容充実を図るとともに、利便性の向上を図ります。

また、生涯学習の推進を図るため、公民館、図書館などの地域にある身近な所で、主体的に学習活動が行える、学びの場づくりを支援します。

施策の取組状況			
○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
25	「におねっと」の講座情報登録数	2,380件	2,100件以上

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 社会教育体制等の整備推進

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ 多様化、高度化する県民の学習ニーズに応えるべく、身近な社会教育施設や県立学校、大学等が連携し、体系的な学習機会を提供する「淡海生涯カレッジ」を、平成8年度から平成27年度まで実施し、地域の特色を生かした継続的・段階的な学習の機会を提供してきた。
- ・ 平成28年度からは、平成28年3月に策定した「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」に基づき、「市民性の育成」、「地域創生」、「次世代への継承」の視点を重視し、学習者の学びを地域で生かす、また行動につなげる機会の充実を図るため、市町が主体的に行う絆づくりや活力ある地域づくりに結びつく学習機会提供の取組に対し支援を行う「地域づくり型生涯カレッジ推進事業」により、補助金の交付、アドバイザーの派遣、フォーラムの開催等を実施した。

②課題と今後の方向性

- ・ 「地域づくり型生涯カレッジ推進事業」での取組の成果などを積極的に発信し、学習者の学びを地域づくりに結びつけていく機会を全県的に広げていくよう努める。

② 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・ 生涯学習の総合窓口として、県民の主体的な学習を支援する「しが生涯学習スクエア」（県庁新館6階）を運営している。人権や生涯学習にかかわる視聴覚教材を整備し、県民に提供しており、平成28年度には426件の貸出を行った。
- ・ インターネットによる学習情報提供システム「におねっと」を県民に提供している。県内の生涯学習にかかわる講座情報を掲載しており、平成28年度には2,380件を登録・発信した。
- ・ 「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」を関係機関等に周知し、生涯学習に関する取組の基本的な理念や目指すべき姿、取組の視点や県の施策展開の方向性を示した。

② 課題と今後の方向性

- ・ 視聴覚教材の貸出利用が前年度比で17%減少している。VHSからDVDへの移行や時代のニーズに合った内容の教材整備など、より活用しやすい視聴覚教材の整備を進めることで利用者の増加を図る。また、様々な情報源から生涯学習にかかわるイベントや講座情報を収集・提供し、県民と事業関係者を結ぶ役割を果たすことで、生涯学習の普及啓発に努める。
- ・ 社会の力で市民性を育み、活力ある地域を創生する生涯学習社会づくりを推進するため、「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」を広く発信し、さらに各主体と協働して事業を推進することが必要である。

外部有識者の意見等

- ・ 生涯社会の創造に向けて、滋賀県では早くから先進的な取組が進められており、高く評価できる。今後は、「滋賀県の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」の精神を全県に広げるよう努めていただきたい。
- ・ 「地域づくり型生涯カレッジ」を全県に広げると同時に、事業自体の充実を図っていただきたい。
- ・ 「淡海生涯カレッジ」や「地域づくり型生涯カレッジ」などで学習した方々を人材バンクのような形で登録し、学校運営などへの参加を促す仕組みづくりが求められる。
- ・ 学習情報の提供から実際の学び、そしてフィードバックまでの一連の流れを意識して、学びの成果を具体的に社会に生かすことのできる仕組みづくりを進めていただきたい。

基本目標を達成するための3つの柱 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

4 生涯学習の場の充実②

(3) 読書環境の整備と読書活動の推進

県民の主体的な学びを推進するために、読書環境の充実や読書活動の推進を図ります。特に、子どもが読書意欲を高め、読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を推進します。

(4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

県民がボランティア等として学びの成果を生かせるよう、福祉や環境等の分野や、学校支援活動、社会教育施設等における活動の機会提供の充実を図ります。

また、生涯学習を行う人々が、学びを通じて多くの人とつながり、学びがより豊かなものになるよう、交流や情報交換の場づくりを支援します。

施策の取組状況

○成果指標・事業目標		H28実績	H28目標
26	県立図書館来館者数	248,357人	261,500人

取組の成果と課題、今後の方向性

④ 読書環境の整備と読書活動の推進

① これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- 県民の学びを支えるために、市町では所蔵が難しい幅広い分野の専門書等の学術的資料、製造業や研究開発の場で働く県民の仕事に役立つ工学関係資料、さらに文字による図書を読むことが困難な方に向けた録音資料等の計画的整備を行い、資料展示や新着情報のメールマガジンによる配信等により資料の広報を行うとともに、遠方からでも市町立図書館を通じて県立図書館の資料を利用できるネットワークの仕組みにより、県民への資料提供に努めた。
- 全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する「サピエ図書館」（視覚障害者および視覚による表現の認識に障害のある方々に対して様々な情報を提供するネットワーク）に加入し、視覚に障害のある方の希望に応じて、録音資料の提供などを行った。
- 子どもの読書活動を推進するため、国内で発行された児童書の多くを収集整備し提供するとともに、「学校図書館活用支援事業」により、子どもの最も身近な読書施設である小・中学校の学校図書館の環境整備への支援を行った。

② 課題と今後の方向性

- 県民の幅広い資料要求に対応できるよう、継続的な図書資料の整備を行うとともに、所蔵資料や実施サービス等の情報発信、および市町立図書館への支援を通じて県民への充実した読書環境の提供を目指す。
- 学校図書館活用支援事業は平成29年度で終了するが、今後も市町が単独で学校図書館のリニューアルや活用が図れるよう、詳細なマニュアルの整備を行うとともに、市町における学校図書館活用への理解の普及に努める。
- 社会情勢の変化や情報技術の進展を考慮し、県立図書館のあり方として、今後10年を見据えたサービスや運営の基本的な方針を検討する。

④学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

①これまでの経緯と平成28年度の取組状況

- ・あらゆる機会をとらえて社会貢献活動の魅力を伝え、その活動への参加機会を提供し、また、専門的な知識やNPO等に関する幅広い情報の発信を行っている淡海ネットワークセンターへの支援事業を実施してきた。
- ・淡海ネットワークセンターでは、NPO等の活動情報を掲載した情報交流誌「おうみネット」年4回（各号10,000部）発行し、県内の図書館等の公共施設等に配布することで、社会貢献活動についての県民の意識や理解を深め、NPO等の基盤強化につなげた。

②課題と今後の方向性

- ・平成28年4月に本県が所管するすべてのNPO法人に対してアンケートを実施したところ、運営上の課題として、概して活動基盤が脆弱で、資金面や人材面での課題を抱えている法人が多く見られることから活動基盤の強化が課題となっている。今後も、引き続き淡海ネットワークセンターへの支援事業を通じて、地域で活躍する人材の育成や社会貢献活動の促進を行う。
- ・NPO等の基盤強化のために寄附文化の醸成を目指し、淡海ネットワークセンターがこれまでに行ってきた相談事業や助成事業ならびに社会環境の変化を踏まえ、志あるお金を地域を支える市民活動へつなげていく目的で創設された「未来ファンドおうみ」について積極的に広報を行うとともに、基金メニューの多様化を図り、寄附者の発掘に努める必要がある。

外部有識者の意見等

- ・図書館の利用率が高いことは望ましいので、ハード面の整備と人材育成などソフトの面の充実を図り、引き続き、図書館の魅力を高める取組を進めていただきたい。
- ・工学関係資料や児童書など、蔵書の充実を図り、図書館来館者数が増加していることは評価できる。
- ・学校と地域の図書館や県立図書館との連携を深め、子どもの読書環境の整備を進めていただきたい。
- ・音読を多く取り入れた読書活動をより一層推進していただきたい。

3 第2期滋賀県教育振興基本計画の成果指標・事業目標の進捗状況

指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H26実績) (前々年度実績)	(H27実績) (前年度実績)	H28実績	H28目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所管
							H28		
							評価と課題		
1. 子どもたちのたくましく生きる力を育む									
1 「確かな学力」を育む									
1 教員が授業中の働きかけや子どもの学習活動を分析し、相互に研修する回数（授業研究を伴う校内研修を年間11回以上実施している学校の割合）	小学校 21.0% 中学校 6.6%	小学校 24.0% 中学校 14.6%	小学校 23.6% 中学校 13.8%	小学校 86.1% 中学校 74.0%	小学校 80% 中学校 80%	小学校 80% 中学校 80%	△ 校内研修に積極的に取り組むように改善が進んでいるが、中学校は、目標値には達していない。引き続き、新学習指導要領の実施に向けた授業改善の取組を推進していきたい。	幼小中教育課	
2 「国語の授業の内容がよく分かる」と回答した児童生徒の割合	小学生 36.6% 中学生 15.3%	小学校 30.4% 中学校 17.5%	小学校 35.2% 中学校 20.0%	小学校 35.2% 中学校 24.2%	△	小学生 40% 中学生 30%	○ 中学校では改善がみられるが、小学校は横ばいである。引き続き、新学習指導要領の実施に向けた授業改善の取組を推進していきたい。	幼小中教育課	
3 放課後を利用した補充的な学習サポートを実施する小学校の割合（週1回以上実施している学校の割合）	3.0%	27.3%	28.3%	31.4%	30%以上	30%以上	○ 県の放課後活用事業の取組に加え、市町や学校での独自の取組により、目標値を達成した。	幼小中教育課	
4 不読者（月に1冊も本を読まない児童生徒）率	小学生 3.5% 中学生 17.2% 高校生 41.8%	小学生 2.4% 中学生 13.9% 高校生 44.5%	小学生 2.5% 中学生 13.8% 高校生 42.6%	小学生 2.6% 中学生 12.6% 高校生 41.0%	小学生 2.6% 中学生 12.0% 高校生 34.0%	小学生 2.0% 中学生 10.0% 高校生 30.0%	△ 学習や部活動等取り組むことが多数あるため中学生および高校生において目標を達成できなかったが、数値は着実に減少している。引き続き策定時目標（H30年度目標）の達成に向けて、関係機関と連携しながら、子ども読書活動を推進する。	生涯学習課	
2 「豊かな心」を育む									
5 「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生 78.0% 中学生 64.2%	小学生 77.3% 中学生 64.1%	小学生 76.8% 中学生 64.9%	小学生 78.4% 中学生 67.1%	△	小学生 83% 中学生 70%	○ 自尊感情の捉え方、重要性、育成に向けた取組について、教員への理解は浸透している。家庭・地域への発信とともに取組の充実を図っていく必要がある。	人権教育課 幼小中教育課	
6 人権教育において「参加・協力・体験」的な学習を行っている学校の割合	84.0%	99.2%	98.5%	100.0%	△	100%	○ 参加・協力・体験的な学習の重要性が周知され、実施率100%を達成することができた。今後も参加・協力・体験的な学習の実施機会の拡充および内容の充実を図る指導に努める。	人権教育課	

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H26実績) (前々年度実績)	(H27実績) (前年度実績)	H28実績	H28目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分	所管
								H28	
								評価と課題	
7	主体的に文化芸術活動に取り組む高校生の割合	24.4%	26.3%	27.3%	26.7%	27.4%以上	27.4%以上	△ 文化部の加入率は昨年度より減少している。学校や文化部の各部会、県高等学校文化連盟と連携し、文化部活動の充実・拡大を図るとともに、魅力ある文化芸術活動の振興と普及に努める。	高校教育課
3 「健やかな体」を育む									
8	小学校「健やかタイム(10分間運動)」の実践校数		18校	152校	223校		全小学校	○ 平成28年度に作成した実践事例集を参考に取組を進め、すべての学校で実施することができた。新学習指導要領の改訂に伴う教育課程の編成においても、体力向上の取組が充実するように努めていきたい。	保健体育課
9	子ども体力向上授業実践交流に参加する小学校教員数		279人	234人	268人	230人	230人	○ 県内を4ブロックに分けて実施することにより、近隣の会場を選ぶ教員が増え、参加者数の増加につながった。今後も、体育科を専門としない教員の学ぶ場として、研修内容の充実に努めていきたい。	保健体育課
10	中・高等学校教員の運動部活動指導者研修会受講者数(累計)		680人	1,016人	1,352人	1,200人	1,800人	○ 平成25年度より、年2回、体罰によらない適切な部活動指導者の育成を目的として、県内中学校・高等学校の運動部活動顧問を対象に、講義や大学教授等の外部講師を招いての講演を行っている。今後も研修内容の更なる充実に努めていきたい。	保健体育課
4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む									
11	県内公立登録博物館を学校教育で訪れた県内小・中学校の児童生徒数	24,807人	23,789人	19,590人	24,132人	26,300人	27,300人	△ 博学連携を更に強化し、学校教育の一環として博物館を訪れる小・中学校の児童生徒数の増加に取り組んでいく。	文化財保護課

指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H26実績) (前々年度実績)	(H27実績) (前年度実績)	H28実績	H28目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所管
							H28		
							評価と課題		
5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進									
12	「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小学生 74.8% 中学生 66.0% 高校生 32.3%	小学生 85.3% 中学生 77.1% 高校生 49.9%	小学生 91.2% 中学生 81.1% 高校生 56.9%	小学生95.4% 中学生86.4% 高校生76.7%		小学生 100% 中学生 100% 高校生 80%	○ 小学校・中学校・高等学校ともに、目標値以上の実績をあげることができた。今後も、小・中学校については、市町担当者会等を通じて、引き続き作成率の向上と指導計画の活用促進を徹底し、高等学校については、巡回指導員の派遣等により作成率の向上に向けた取組を推進する必要がある。	特別支援教育課
13	「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小学生 36.3% 中学生 32.6% 高校生 11.6%	小学生 46.1% 中学生 45.3% 高校生 26.3%	小学生 55.9% 中学生 53.4% 高校生 31.2%	小学生69.4% 中学生64.2% 高校生39.2%		小学生 80% 中学生 80% 高校生 50%	○ 小学校・中学校・高等学校ともに、目標値以上の実績をあげることができた。今後も、市町教育委員会や高等学校への指導を徹底することで、保護者や医療、福祉といった関係機関との連携を促進させ、教育支援計画の更なる作成率の向上を図る必要がある。	特別支援教育課
6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進									
14	特別支援学校高等部卒業生の就職率	17.5%	22.7%	27.6%	28.5%	26%	28%	○ 平成28年度卒業生は3月末時点で28.5%となり、目標値を達成したが、平成27年度卒業生の全国平均値は29.4%で、その値は年々上昇していること等を踏まえると、これまで以上に生徒が就労への目標と意欲を持って学習に向かう仕組みづくりを充実させる必要がある。	特別支援教育課
2. 社会全体で子どもの育ちを支える									
2 教職員の教育力を高める									
15	「滋賀の教師塾」の卒業生による全課程の評価	96.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%	100%	○ 本県公立学校教員を志望する大学生や大学院生、または社会人を対象に「滋賀の教師塾」を実施するとともに、高等学校在学者を対象に「滋賀の教師塾出前講座」を実施した結果、教員志望者の意欲を高め、実践的指導力の向上が図れた。今後も実践的指導力の育成を図るため、各講座の充実を図る必要がある。	教職員課

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H26実績) (前々年度実績)	(H27実績) (前年度実績)	H28実績	H28目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分	所管
								H28 評価と課題	
16	総合教育センターの行う小・中学校、市町教育委員会への出張支援	44.0%	61.1%	63.9%	64.9%	50%	50%	○ 学校全体の指導力・授業力の向上に向けて、次期学習指導要領への円滑な移行のため、内容の周知徹底を局内各課との連携を密にしながら推進する。	総合教育センター
3. 安全・安心な学校・地域をつくる									
17	いじめの認知件数に占める解消しているものの割合	91.5%	89.7%	92.1%	集計中	100%	100%	- 平成28年度実績については現在集計中。10月中旬を目途に公表予定。	幼小中教育課
18	県立学校施設の耐震化率	77.2%	88.0%	93.4%	97.6%		【H29目標】 100%	○ 予定工事は概ね完了。平成29年度の耐震化完了の目標に向けて、今後も着実に取り組んでいく。	教育総務課
19	学校防災委員会を年間3回以上開催した小・中・高等学校の割合		45.7%	51.0%	82.7%		100%	○ 年間3回以上開催した学校の割合は、年々向上している。11月に実施する研修会において委員会の開催事例を紹介するなど、学校の安全・安心の確保を図る必要がある。	保健体育課
4. 子育て環境支援の充実を図る									
20	家庭教育協力企業協定（しがふあみ）の締結企業・事業所数	1,249社	1,354社	1,366社	1,424社	1,315社	1,345社	○ 協定締結企業・事業所数は目標以上に拡大している。家庭教育学習講座の開催支援など、取組の充実を図る必要がある。	生涯学習課
5. 社会全体で子どもを育てる環境をつくる									
21	全ての小・中学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ学校の割合	44.0%	50.6%	53.9%	79.9%	80%	100%	△ 好事例の発掘や、連携・協働の意義や効果について市町訪問などをおして積極的に啓発を行ったことにより、学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ学校の割合が大きく増加した。今後は、未実施市町への働きかけが課題である。	生涯学習課

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H26実績) (前々年度実績)	(H27実績) (前年度実績)	H28実績	H28目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所管
								H28		
								評価と課題		
22	学校支援ディレクターがコーディネーターとして、「学校支援メニュー」に係る連携授業を実施した学校の割合	36.0%	46.6%	52.2%	56.0%	50%	60%	○	連携授業の実施により、子どもの学びが深まり、学校の教育活動が活性化した事例を収集し、意義や効果について引き続き啓発を図っていく必要がある。	生涯学習課
3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する										
2 健康づくりと生涯スポーツの振興										
23	県内総合型地域スポーツクラブで指導する有資格者数(累計)	271人	212人	224人	271人	671人	871人	△	有資格者の活動の場の減少に伴い、有資格者数は減少傾向にあることから、活動の場の拡大に取り組む必要がある。	スポーツ局
3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実										
24	「千年の美つたえびと」の養成者数(累計)		394人	641人	867人	700人	1,000人	○	計画を大きく上回る「千年の美つたえびと」を養成することができた。登録者を核として、自主的な団体が、地域や博物館・美術館等を舞台に、滋賀の文化財を発信する活動を実践してもらえるように促していく必要がある。	文化財保護課
4 生涯学習の場の充実										
25	「におねっと」の講座情報登録数	1,848件	1,960件	2,467件	2,380件	2,100件以上	2,100件以上	○	幅広く講座情報を収集し、目標を大きく上回る講座情報を登録することができた。今後は、内容についても精査して登録・発信していく必要がある。	生涯学習課
26	県立図書館来館者数	254,000人	248,074人	243,006人	248,357人	261,500人	266,500人	△	技術・工学分野の図書の整備により、図書資料が一定充実したことと事業のPR効果により、来館者数は昨年度比2.2%の増加となったが、目標値には届かなかった。今後も継続的な図書資料の整備を行っていくとともに、より一層のPRに努め、所蔵資料等の情報発信や土曜サロン等の催し物開催を継続的に実施していく必要がある。	図書館

※○…H28年度目標達成 (H28年度目標を定めていない場合、H27年度から数値が改善している)
 △…H28年度目標未達成 (H28年度目標を定めていない場合、H27年度から数値が改善していない)
 ……実績値なし・集計中